三島市学校教育振興基本計画

平成25年度~平成34年度



三島のせせらぎのような「清らかさ」 箱根の大地のような「たくましさ」

豊かな感性と確かな学力を持つ、心身ともに健康な子どもの育成



平成25年3月

三島市·三島市教育委員会

スローガン

さん ワイ ・ エム

豊かで 行き届いた 夢のある教育を 実現するまち、三島

三島市は、これまで取り組んできた環境先進都市・食育先進都市を 礎に、新たに取り組むスマートウエルネスシティとしての特性を活か しながら、「豊かな感性と確かな学力を持つ、心身ともに健康な子ど もの育成」とした学校教育の基本理念のもと、一人一人の子どもに、 学校と行政、家庭、地域の連携による行き届いた教育を実践します。

また、そこで学ぶすべての子どもたちに、昨今の教育的諸問題に対応していくための、「確かな学力」と「健やかな心身」を養うべく、何よりも「心の教育」を柱に、徳・知・体の調和のとれた教育を行うことで、生きる力を育みます。

さらに、三島市が独自に推進している環境教育、キャリア教育、食育、防災教育などを通して、子どもたちの豊かな感性を伸長し、市内を流れるせせらぎのような清らかな心を育むとともに、夢を持って国際社会などで活躍する、箱根の大地のようなたくましさを育んでいきます。

*3Y·M(さんワイ・エム)とは…

Yutakade (豊かで)

Yukitodoita (行き届いた)

Yumenoaru (夢のある)

教育を実現するまち、

Mishima (三島)

を略称で示したものです。

目 次

5 数値目標一覧表

第1	1章 計	 画の策定にあたって		
身	第1節	計画策定の趣旨と背景	:1	
負	第2節		3	
身	第3節	計画期間	4	
身	第4節	教育をめぐる制度の変	化5	
身	第5節		景7	
第2	2章 計	画の基本理念と目標		
角	第1節	計画の理念と目標 …	8	
角	第2節		10	
角	第3節	施策の体系	12	
第3	3章 基	本計画		
匀	有1節	基本施策 1 幼児教育	の向上	
	基本大		興プログラムの推進14	
	基本大	7針1-2 幼稚園教育	「の充実17	
	基本大		との連携強化19	
	基本大	7針1-4 特別支援教	:育の充実22	
匀	第2節	基本施策2 小中学校	における教育の充実	
	基本大	7針2-1 心の教育の	推進25	
	基本大	「針2-2 確かな学力	の育成31	
	基本大	7針2-3 生徒指導や	特別支援教育等の充実36	
	基本大	i針2-4 信頼される	学校づくり41	
	基本大	「針2−5 健やかな体	:の育成45	
匀	第3節	基本施策3 教育環境	の整備	
	基本大	7針3-1 教育施設・	設備の整備51	
	基本大	7針3-2 命を守る学	校環境づくり55	
資料	斗編			
1	三島市	可教育振興基本計画策定	懇話会設置要綱	
2	三島市	可教育振興基本計画策定	委員会設置要綱	
3	策定紹	至過(策定懇話会会議録	(1)	
4	各種ア	各種アンケート結果		

第1章 計画の策定にあたって 第1節 計画策定の趣旨・背景

少子高齢化、経済・社会のグローバル化、環境問題の深刻化、高度情報社会化、価値観の多様化など、子どもたちを取り巻く環境は複雑な様相を見せ、社会全体が大きな岐路に立っています。教育分野においても、いじめや不登校の増加、学ぶ意欲や体力の低下、規範意識や人間関係の希薄化、自己肯定感の低下など、様々な課題があります。

このような中、国は、平成18年12月に教育基本法*を改正し、同法第17条第2項において、地方公共団体には、その実情に応じた教育振興のための基本計画が必要であることを定めました。また、平成19年6月に教育関連三法*を改正し、その中の学校教育法の一部改正では、義務教育の目標を具体的に示しました。さらに、平成20年度に教育振興基本計画を策定し、改正教育基本法の理念を踏まえた教育の振興に関する総合的な施策の推進を図るとともに、平成20年3月に新学習指導要領*を告示しました。

また、県は、平成23年3月に静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』*づくりアクションプラン」を策定し、「自らの資質・能力を伸長し、個人として自立した人」「多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にする人」「社会の一員として、よりよい社会づくりに参画し、行動する人」の育成を基本目標に掲げ、教育現場における価値ある指針を示しました。

このような状況を鑑み、三島市教育委員会では、現在、「心の教育」を柱に、独自に推進している環境教育やキャリア教育*、食育、防災教育などを盛り込み、教育活動全般を通して、豊かな感性と確かな学力を持つ、心身ともに健康な子どもを育成するための教育施策に取り組んでいます。

三島市教育委員会としては、これからの三島市の学校教育の方向性を明確に示し、 教育施策を総合的に進めていくための指針とするために、三島市学校教育振興基 本計画を策定することにしました。

本計画は、学校教育を中核としたもので、幼児・児童・生徒を対象としています。生涯学習や文化芸術振興、スポーツ振興等の学校外で行われる子どもの教育については、連携という視点で盛り込んでいます。

教育基本法:日本国憲法の精神に基づき、日本の教育の基本的なあり方を明示した法律

(教育振興基本計画)

- 第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

教育関連三法:学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法 及び教育公務員特例法

学習指導要領:一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき、 文部科学省が、各学校で教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準を 定めたもの

『有徳の人』: ①自らの資質・能力を伸長し、個人として自立した人

- ②多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にする人
- ③社会の一員として、よりよい社会づくりに参画し、行動する人

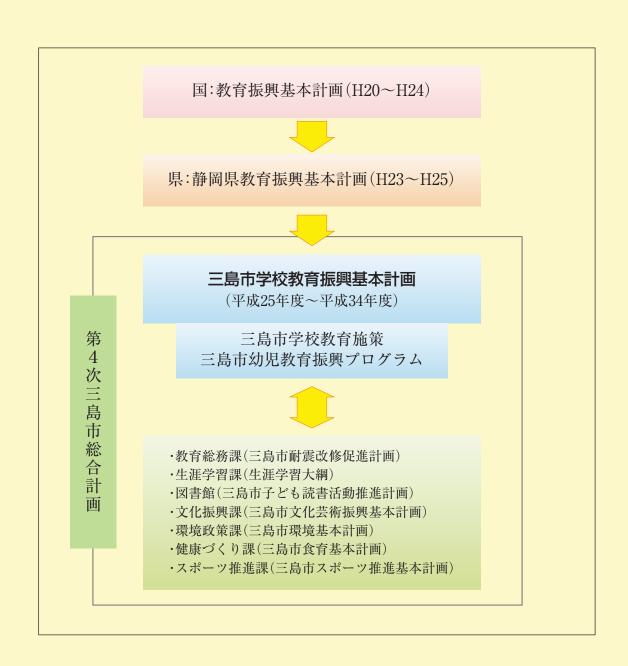
キャリア教育: 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育 てることを通して、キャリア(注1)発達を促す教育

> (注1) キャリア:人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の 価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね

第2節 計画の位置づけ

三島市学校教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に基づいて、国による教育振興基本計画と、県による静岡県教育基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」との整合性を図りつつ、第4次三島市総合計画を上位計画として、三島市の学校教育の振興に関する基本的な方針及び施策について策定したものです。

また、本計画を、今後の三島市の教育行政の方向性として広く市民に示すとともに、具体的な施策を実施していきます。



第3節 計画期間

本計画は、平成25年度から平成34年度までの10か年計画とします。なお、計画期間中、5年目に中間検証を実施するとともに、状況の変化により見直しの必要性が生じた場合には、適宜計画の見直しを行うこととします。

平成	平成	中間検証	平成
24 年度	25 年度	29 年度	34 年度
策定期間		三島市学校教育振興基本計画	

平成 23 年度~ 25 年度

県:静岡県教育振興基本計画

平成 20 年度~ 24 年度

国:教育振興基本計画

第4節 教育をめぐる制度の変化

1 教育基本法の改正 (平成18年度)

平成18年12月、教育基本法が60年ぶりに改正され、新たな教育理念が示されました。その中で、教育の目的(第1条)を、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と定めています。

またキーワードとして、「幅広い知識と教養」「自主及び自立の精神」「公共の精神」「生命尊重」「伝統文化の尊重」などの教育の目標や、「生涯学習社会の実現」「家庭教育」「幼児期の教育」「学校、家庭、地域の連携」などの新たな内容が盛り込まれています。

また、教育の振興に関しては、地方公共団体には、その実情に応じた施策を策定し、実施することを通して、住民の期待に応え、その責任を全うすることが求められています。

2 学校教育法の一部改正 (平成19年度)

平成19年6月、教育基本法の改正を踏まえた義務教育の目標を具体的に示すべく、学校教育法の一部改正が交付されました。

生涯にわたり学習する基盤を培うこと、そのための基礎的な知識及び技能を習得すること、さらに課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育み、主体的に学習取り組む態度を養うことなどが定められました。

3 国の教育振興基本計画(平成20年度)

平成20年度、上記の教育基本法の理念を実現すべく、教育の振興に関する総合的な施策を推進するため、その基本となる計画として、国の教育振興基本計画が定められました。

第1章(3)「教育立国」の実現に向けて

第2章(1)今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

①義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる。

②社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる。

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

基本的方向1:社会全体で教育の向上に取り組む

基本的方向2:個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として

生きる基盤を育てる

基本的方向3:教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支

える

基本的方向4:子どもたちの安全、安心を確保するとともに、質の高い教育環境

を整備する。

4 学習指導要領の改訂 (平成 21 年度先行実施)

平成20年3月、新しい学習指導要領が教育基本法の改正を踏まえて告示され、平成21年4月、その一部が先行実施されました。この新しい学習指導要領でも、これまでの学習指導要領で示されている「生きる力」*を育成するという理念が重視されています。

また、言語活動、理数教育、伝統や文化に関する教育、道徳教育、体験活動、外国語教育などの視点から、教育内容の改善が求められています。

生きる力:基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、知・徳・体のバランスのとれた力

第5節 教育をとりまく社会背景

1 社会情勢

現代社会は、少子・高齢や福祉、経済、環境など、社会構造が目まぐるしく変化し、教育を取り巻く課題は増大するばかりであります。

このような中、21世紀は、新しい知識、情報、技術が、政治経済などあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われています。

また、環境や経済など、将来の世代まで持続可能な発展をするためには、 教育が極めて重要な役割を担うことが認識されています。

2 学校に求められる課題

まず、子どもたちの教育については、子どもたちが変化の激しい社会の中で生き抜くために、いわゆる「生きる力」が必要であります。この生きる力を学校教育の中で育むためには、知・徳・体の調和のとれた教育が求められています。さらには子どもたち一人一人の個性や能力を伸ばし、自分を生かすことができる教育に関心が高まっています。

しかしながら、子どもたちは自然と触れ合ったり、外で遊んだりする機会が少なくなり、体験不足が問題になっています。そして、この体験不足等が背景となって、子どもたちの感性や学習意欲、人間関係づくり等に影響を及ぼしているものと思われます。

このような中、人や社会との関わりを重視した体験活動を通して、豊かな 感性と確かな学力を育み、社会の変化に対応できる国際感覚を持ったたくま しい子どもの育成が求められています。

次に、学校を取り巻く環境については、学校評価を実施することによって子ども、保護者、教職員の自己評価を行い、地域の方々などの学校関係者から学校の教育方針について意見を求め、地域の中の学校として信頼できる学校づくりが求められています。

また、異校種のつながりについては、子どもたちが幼稚園から小学校、小学校から中学校へ健やかに成長するように、幼小連携、小中連携を実践していくことが求められています。

第2章 計画の基本理念・目標 第1節 計画の理念・目標

1 計画の基本理念

第4次三島市総合計画では、「せせらぎと緑と元気あふれる協働のまち・三島」を将来都市像として、「学びと文化を育むまちづくり」を基本方針に掲げ、学びと文化を育み、誰もが自分らしく成長できるまちづくりをめざして、子どもから大人まで、市民の誰もがいつでもどこでも参加できる学習機会や文化・芸術・スポーツ活動の環境の充実を図っています。また、子どもの健やかな成長を見守り、すべての人が多様な文化を認め合い、支え合う地域内外の交流を促進しています。本計画においては、基本施策の実現を図るために、「豊かな感性と確かな学力を持つ、心身ともに健康な子どもの育成」を基本理念にしています。変化の激しい社会においては、確かな学力を身に付け、生涯を通じて学び続けることが大切ですが、昨今の教育的諸問題に対応していくためには、未来を担う子供たちに「確かな学力」と「健やかな心身」を養うべく、何よりも「心の教育」を柱とした取組が必要です。そのために、道徳教教育をはじめ三島市が独自に推進している環境教育、キャリア教育、食育、防災教育など、教育活動全般を通して子どもたちの「豊かな感性」を育み、活力ある学校教育を実現していきます。

2 計画の目標

本計画の基本理念を実現するために、次の三つの目標を定めます。

(1) 思いやる心

「思いやる心」を具現化するために、次の子ども像を掲げます。

○人の心の痛みをわかろうとする思いやりのある子

相手の立場を尊重しながら、親切にし、いたわり、励ます生き方をすると ともに、思いやりに触れたときは、それを素直に受け止め、感謝の念を抱く ことができる子をめざします。

○正しい判断力を持ち、その思いに沿った行動ができる子

善悪の判断ができ、不正やいじめなどに毅然とした態度で振る舞い、正しいと信ずることを自ら積極的に実践できるよう努めることができる子をめざします。

(2) 学ぶ力

「学ぶ力」を具現化するために、次の子ども像を掲げます。

○学ぶことに意欲を持つ子

自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考えるなど、知的好奇心や探究心をもって主体的に学習に取り組むことができる子をめざします。

○自分の将来の夢を描くことができる子

自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持って、主体的に自己の進路を考え、生涯にわたる自己実現を図ることができる子をめざします。

(3) 健やかな心身

「健やかな心身」を具現化するために、次の子ども像を掲げます。

○心身ともに健康で、たくましく生きる子

生涯にわたって運動をしたり、身近な健康に関する知識を身に付けたりするとともに、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健やかな生活ができる子をめざします。

学ぶ力:自ら課題を発見し、思考・判断・表現しながら、問題を解決していく資質や能力の こと

第2節 計画の概要

基本施策1:幼児教育の向上

基本方針1-1:幼児教育振興プログラムの推進

- ○教職員の資質向上に努め、幼児期の豊かな心を育む保育の充実を図ります。
- ○市立幼稚園の適正な規模や配置を検討する中で、入園を希望するすべての3歳児が幼稚園に就園できるように、私立幼稚園との連携を図っていきます。

基本方針1-2:幼稚園教育の充実

○幼児の発達や学びの連続性を踏まえて幼児教育を充実させるとともに、小学校との相 互理解を深め、小学校教育への円滑な接続を図ります。

基本方針1-3:幼稚園と家庭・地域との連携強化

- ○幼稚園の生活と家庭などでの生活の連続性を踏まえて、地域の実態や保護者のニーズ に応じた子育て支援を実施し、「親と子の育ちの場」となるような役割や機能の充実を 図ります。
- ○錦田こども園*において、保育園と幼稚園の連携した幼児教育を行っていきます。

基本方針1-4:幼稚園の特別支援教育の充実

○教職員の専門的知識の習得や保育技術の向上に努め、個別の支援を必要とする幼児の 保育の充実を図ります。施設の安全面や個別指導に配慮した支援者の配置などの検討を 進めます。

基本施策2:小中学校における教育の充実

基本方針2-1:心の教育の推進

- ○道徳教育をはじめ、環境教育、食育、キャリア教育、防災教育など、教育活動全般を 通して、子どもたちの豊かな感性の育成を図ります。
- ○少人数指導を進めるなかで、集団での指導の意義を再認識し、規範意識を高めます。
- ○学校環境をきれいで魅力的なものに改善し、学校の美しい環境づくりを進めるために、 学校花壇や運動場の整備を推進します。

基本方針2-2:確かな学力の育成

- ○小学校低学年支援員*を活用し、落ち着いた学校生活の定着を図るとともに、個に応じたきめ細かな指導に努め、「基礎・基本の定着」と「知識・技能を活用する力の育成」を図ります。
- ○子どもと向き合う教職員の時間を重視し、授業を大切にする環境づくりに努めます。

基本方針2-3:生徒指導*や特別支援教育*等の充実

○不登校や非行、特別な支援を必要とする子どもたちへの個に適した支援体制を強化します。

○不登校ゼロといじめの早期発見、解消率100%を目指します。

基本方針2-4:信頼される学校づくり

○学校評価を生かして学校運営の改善を図り、地域や家庭から信頼される「開かれた学校」と「特色ある学校づくり」を一層推進します。

基本方針2-5:健やかな体の育成

- ○健康な体をつくるために、安全・安心な地元産食材を使用し、日本型食生活に即した 給食を推進します。
- ○学校給食を生きた教材として活用し、栄養教諭*と協力して食育を推進します。
- ○生涯にわたって健康を意識できる子どもの育成を目指した取組を推進します。

基本施策3:教育環境の整備

基本方針3-1:教育施設・設備の整備

- ○教育施設のバリアフリー化や特別な支援を必要とする子どもたちの教育環境を整備します。
- ○教育の多様化に伴い、新たな教育に対応できるよう、教育機器の充実と教育備品の整備を推進します。
- ○老朽化した教育施設の補修整備などを計画的に実施していくとともに、避難所として の整備を関係課と共に進めます。

基本方針3-2:命を守る教育環境づくり

- ○児童・生徒の通学時における安全確保のため、各学校で定期的に通学路の点検を徹底 するとともに、犯罪防止のために地域と一体となった活動体制を支援します。
- ○子ども自らが判断して自他の命を守ることができる安全教育を推進します。
- ○子どもたちの教育機会の均等のため、必要な援助を行います。

錦田こども園:保育園と幼稚園の連携した幼児教育を行うために、錦田幼稚園と錦田保育園を統 合した施設

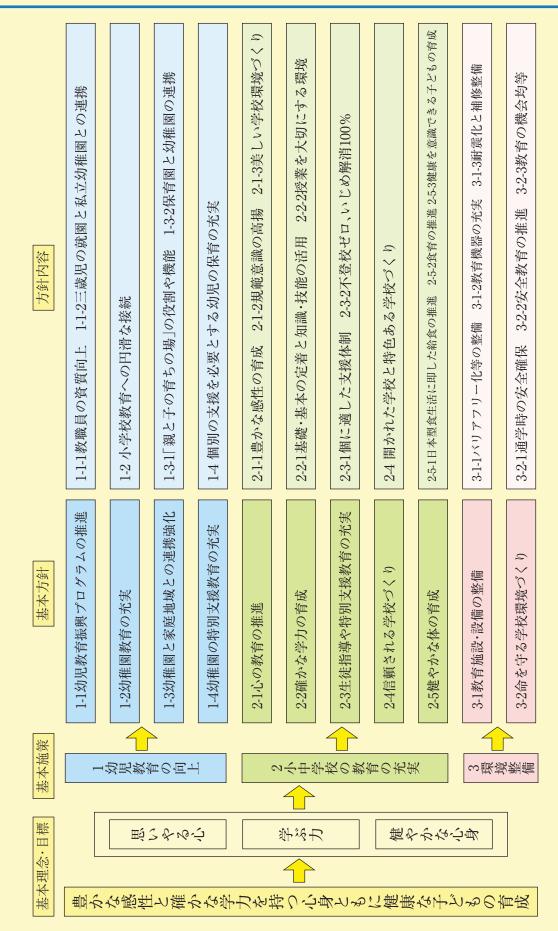
小学校低学年支援員:義務教育初年度である小学校1年生や低学年時における円滑な集団生活へ の適応への支援、また多人数の学級や通常学級に在籍する特別な支援を必 要とする児童を援助し、生活習慣や学習習慣の基礎を確立するために配置 する人

生徒指導:一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力 を高めることを目指して行われる教育活動

特別支援教育:2007年(平成19年)4月から学校教育法に位置づけられ、「障害のある幼児児 童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼 児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学 習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの

栄養教諭:児童生徒の発育において、栄養状態の管理や、栄養教育の推進をめざして 2005 年に 新たに設けられた職で、正規教員であり、栄養教諭普通免許状を有し、児童生徒の栄 養の指導及び管理をつかさどる教員

第3節 施策の体系



基本計画の見方

第○章 基本計画

第○節 基本施策○:○○○

○一○:○○○・・・「現状と課題」
現状
・幼児教育は、・・・・
課題
D・幼児期の残壊め
B · 幼児別の発達や・・・
D: 認定こども園の・・・
○一○:○○○・・「施策の展開」
施策の展開
A:素直に感動する・・・ /
B:園の教育課題を・・・
主な取組
土な収組
職員の資質向上に・・・
主な取組
施策の展開
C:保護者の・・・
D:認定こども園の・・・
主な取組
$\bigcirc -\bigcirc -\bigcirc$
市立幼稚園の・・・
主な取組

第3章 基本計画

第1節 基本施策1:幼児教育の向上

1-1(1):幼児教育振興プログラムの推進「現状と課題|

現状

- ・幼児教育は、幼稚園教育要領*に基づき、幼児一人一人の発達に応じ、主体的な遊びを通して総合的な指導を行い、心豊かにたくましく生きる力の基礎や小学校以降の学校教育全体の基礎を培う役目を担っている。
- ・幼児期の教育は、幼児が周囲の人との信頼関係を基に、興味・関心に支えられた直接的体験を重ね、豊かな学びを得ていくことが重要である。人間の成長の基盤となる幼児期の教育、その真価を発揮していくには、幼児に遊びを通した確かな学びを保障することが重要である。
- ・3歳児保育の充実により幼児が人と関わる機会が増え、人格形成の礎となっている。
- ・子どもが幼稚園生活を楽しんでいると感じている保護者は98%で、教職員も同様である。(グラフ1参照)

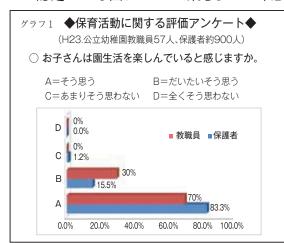
課題

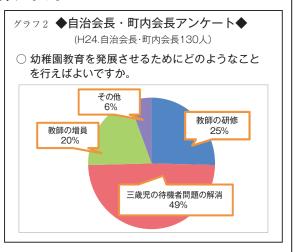
A:近年の幼児の育ちについては、基本的な生活習慣や態度が身についていない、他者との関わりが苦手である、自制心、耐性、規範意識が十分に育っていない、運動能力が低下しているなどの課題が指摘されている。

B: 幼児期の発達や心身の調和の取れた人格形成の基礎を培う重要な時期の教育において、教職員の果たす役割は極めて大きい。幼稚園の教職員には幼児の内面を理解し、個々の発達段階に即して主体的な活動を促す適切な環境を計画的に設定することで、将来を見通すことができる専門的な能力が必要である。

C:自治会長・町内会長の49%が、幼稚園教育を発展させるための手段として、3歳児の待機者問題を解消することをとりあげている。(グラフ2参照)しかしながら、私立幼稚園と連携することにより、全体として概ね解消することができる。

D: 認定こども園について研究していく必要がある。





*幼稚園教育要領:文部省が定める幼稚園の教育課程の基準。保育・学習活動展開の指針。

1-1(2):幼児教育振興プログラムの推進「施策の展開」

施策の展開

A:素直に感動する清らかな心を育み、自分を信じて困難なことを乗り越えようとするしなやかでたくましい心を培う教育内容の充実を図っていく。

A:幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即した教育課程*を編成していく。 また、実施した結果を反省、評価し、次の編成に生かしていく。

A:一人一人の特性に応じて、幼児期にしかできない経験とふさわしい生活を保障し、 遊びを通して人間関係や規範意識、体力など、総合的な指導を推進していく。

(園生活が楽しいようだ:保護者 98% → 100%)

B: 園の教育課題をふまえた園内研修を通して教職員の指導力向上を図っていく。

B:県・市主催の研修会や他園の研究発表会への参加等、園外の研修機会の拡大及び 研修内容の充実を図っていく。

B:社会の変化に対応する課題をテーマにした研修を取り上げ、実施していく。

B:教育の質を保障し、さらなる向上を図るための学校評価を実施していく。

B:障がいのある幼児に関する教職員の専門性の向上、カウンセリング能力の向上を 図っていく。



1 - 1 - 1

職員の資質向上に努め、幼児期の豊かな心を育む保育の充実を図ります。

- 主な取組
- ○教育課程編成の見直し改善
- ○園内研修
- ○園長研修会
- ○主任教諭研修会
- ○マネージメント研修会
- ○初任者研修会
- ○2~5年研修
- ○特別支援教育コーディネーター*研修会
- ○支援サポート養成研修会
- ○学校評価(自己評価・学校関係者評価)

施策の展開

C: 保護者の要望や必要に応じて私立幼稚園の情報を提供していく。

C: 入園受付状況報告会において、抽選の結果によっては、私立幼稚園の選択に伴い、 就園奨励事業 (補助金制度) *を受けることが可能であることを情報提供していく。

C: 待機となった保護者に対し、必要に応じて、私立幼稚園の情報提供していく。

D: 認定こども園の設置について検討していく。



1-1-2

市立幼稚園の適正な規模や配置を検討する中で、入園を希望するすべての3歳児が幼稚園に就園できるように、私立幼稚園との連携を図っていきます。

- 主な取組
- ○私立幼稚園入園状況の情報収集
- ○市教育委員会の学校教育課の窓口での情報提供
- ○待機が決定した保護者への私立幼稚園情報提供
- ○認定こども園設置検討委員会(仮称)
- *教育課程:学校(幼稚園)教育の目的を達成するための教育内容・教材に関する計画。
- *特別支援教育コーディネーター:学校(幼稚園)内、または、福祉・医療などの関係機関との間の連携調整役、あるいは保護者に対する学校の窓口の役割を担う人であり、学校(幼稚園)の校務として位置づけられている事が特徴。
- *就園奨励事業:家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の較差の是正を目的に、三島市に在住で、幼稚園に在園する幼児をお持ちの保護者に対し、三島市の予算の範囲において、在園する幼稚園を通じ保育料の減免又は補助金の交付をする。なお、この制度は、三島市が国の補助を受けて国の基準に基づき実施している。

1-2(1):幼稚園教育の充実「現状と課題」

現状

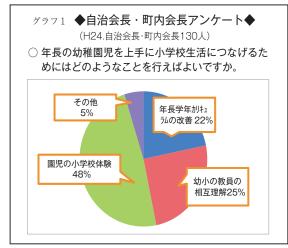
- ・幼児期の教育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであり、幼児期の発達の特性に照らして幼児の自発的な遊びを重要な学習として位置づけ、環境を通して意図的、計画的な指導を行っている。
- ・遊びを通して様々な活動を経験することにより、豊かな感性を養うとともに、学習 意欲の基礎となる好奇心や探究心を培い、小学校以降における学習の芽生えを育ん でいる。
- ・遊びを中心とした幼児期の教育と、教科等の学習を中心とする小学校教育では教育 内容や指導方法が異なっているが、幼稚園から義務教育段階へと子どもの発達や学 びは連続しており、幼児期の教育と小学校教育とは円滑に接続されることが重要で ある。
- ・年長5歳児の修了時期は、学校教育体系のスタートの段階であり、小学校低学年を 含めて、学習活動の基盤づくりの時期として捉えることが重要である。
- ・自治会長・町内会長の48%が、年長児が小学校で体験する時間を設ければ、上手に小学校生活につながっていくと考えている。(グラフ1参照)
- ・現在、市内13ブロックで、幼稚園・保育園・小学校・中学校が同じ教育観のもと、園児・児童・生徒を継続して指導することにより教育効果を高め、連続性のある教育活動を推進していくために、幼保小中連携教育が行われている。

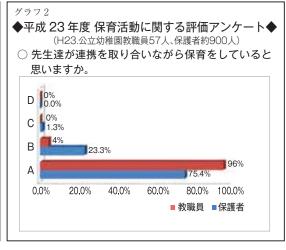
課題

A:豊かな感性をよりいっそう育むためには、幼児期から様々な体験をさせ、いろいろな人と交流させる必要がある。

B:幼稚園と小学校との接続を進めていくためには、発達や学びの連続性を踏まえた 幼児期から児童期にかけての教育の連続性について検討し、関係者が共通理解を深 めることが必要である。

C: 教職員が連携して保育活動に従事していると思っている教職員は96%に達するものの、そのように感じている保護者が75%にとどまっているのは課題である。(グラフ2参照)





1-2(2):幼稚園教育の充実「施策の展開」

施策の展開

A:小学校入学前の主に5歳児を対象として、幼児同士が教職員の援助のもとで共通の目的・挑戦的な課題など一つの目標を作り出し、協力工夫して活動する「協同的な学び」の取組を推奨していく。

B:教職員一人一人が幼児期の教育から小学校教育を見通すことができる資質や専門性を身に付ける研修を推進していく。

B:幼稚園の教職員と小学校の教職員の合同研修等を通じて相互理解を深め、情報の 共有化と合同活動を奨励していく。

B:モデル地区を中心に幼保小中連携教育の推進を図っていく。

B:適切な就学指導を進めていく。

B: 幼児の生活や遊びの連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育と、小学校教育への滑らかな接続を図っていく。

C: その時々の教育課題や教育内容、方法を明らかにし、幼児期にふさわしい生活や 遊びを重視した教育課程の編成、評価、実践を図っていく。

C:「生きる力の基礎を培う」教育実践を、教職員間で共通理解や情報交換を図りながら連携し、進めていることを、保育参観や園だより等を通して、保護者に具体的にわかりやすく情報提供していく。

(教職員が連携しながら保育に従事している:保護者 75.4% → 90%)



1 - 2

幼児の発達や学びの連続性を踏まえて幼児教育を充実させるとともに、小学校との相互理解を深め、小学校教育への円滑な接続を図ります。

主な取組

- ○接続期のカリキュラム作成及び検討委員会
- ○幼保小中連携教育推進委員会
- ○幼小連絡会
- ○学校経営研修
- ○就学指導委員会*
- ○保育・授業参観
- ○園児・児童の交流活動
- ○教員による保育研究会
- ○学校施設の利用
- ○通信・保護者会・懇談会等での情報提供

*就学指導委員会:医師をはじめ臨床心理士・保健師・特別支援学級担任・幼稚園教諭等から構成される委員会。特別な教育的支援が必要な幼児・児童生徒について、今後の適切な 指導の方向性や教育環境等について検討し、よりよい就学指導につなげていく。

1-3 (1): 幼稚園と家庭・地域との連携強化「現状と課題」

現状

- ・家庭や地域で子育ての相談相手がいないことから、育児に対する不安や悩みを抱えてしまう保護者も多く、これにより子どもの成長に影響を与えることが考えられる。 そのため、社会全体で子育てを行う家庭を支援していくことが重要である。
- ・3歳児は、自我が芽生え、いろいろな物への興味が出始め、友達を求める気持ちも強くなる時期であることから、3歳児の発達を促すために、適切な指導者のもとで、安心して自由に遊べる場として幼児教育施設への期待が高まっている。
- ・平成21年9月に錦田幼稚園・みかど幼稚園を統合し、「錦田幼稚園」として新たに開園した。また、「錦田幼稚園」「錦田保育園」「たんぽぽ教室」「放課後児童クラブ」の4つの機能を合わせもつ複合施設のよさを生かして、平成22年9月に「錦田こども園」が開園した。
- ・幼保の交流活動を通して、友達と切磋琢磨し仲間意識の芽生えを培い、互いを思いやる気持ちを育んでいる。
- ・療育支援室 (たんぽぽ教室) が併設されていることで支援児の対応について連携が とりやすい環境となっている。
- ・自治会長・町内会長の59%が、幼稚園と家庭地域との連携を強化するためには、 地域とつながる活動が必要であると考えている。(グラフ1参照)

課題

A:教職員を信頼して気軽に声を掛けたり相談したりしている保護者は75%にとどまっている。(グラフ2参照)

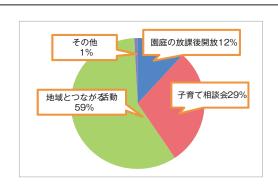
B:子育てに関しては、保護者自らが家庭教育の重要性を再認識するとともに、一人 一人の保護者の思いに寄り添いながら親として子育ての喜びが感じられるようにし ていくことが幼稚園に求められている。

C: 市立保育園と幼稚園の連携については、平成19年度より人事交流を行い、相互理解を深め資質向上を図っているが、さらに連携を深める必要がある。

D: 錦田幼稚園・錦田保育園は、同じ幼児期の教育施設として、円滑な園運営のための教育体制づくりを進める必要がある。

グラフ1

- ◆自治会長・町内会長アンケート◆ (H24.自治会長・町内会長130人)
- 幼稚園と家庭地域との連携を強化するにはどのようなことを行えばよいですか。

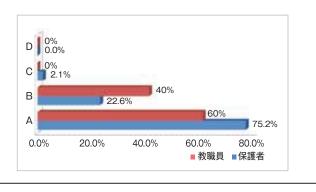


グラフ2

◆平成 23 年度保育活動に関する 評価アンケート◆

(H23.公立幼稚園教職員57人、保護者約900人)

○ 職員を信頼して気軽に声をかけたり 相談したりしていますか。



1-3(2):幼稚園と家庭・地域との連携強化「施策の展開|

施策の展開

A:日頃から、気軽に相談できる体制づくりを図り、保護者が子育てについて自由に情報交換できる機会を提供していく。(職員を信頼して気軽に相談できる: $75\% \rightarrow 90\%$)

A: 各機関・機能を有効活用し、子育でに関する相談や情報提供、支援対象児等に向けての育児講座の実施など、様々な子育で支援事業をさらに推進していく。

A:事業に参加できない保護者に対して、多様な情報提供手段を探り、情報の共有化を図っていく。

A:未就園児や保育体験学習の中高生、地域の人々等、幅広い年齢層との多様な交流 を通じ、社会性や人間性を育んでいく。

A:幼稚園での保育参観会やイベントなど、保護者が教員と気楽に交流できる場を設け、親子の感動体験を共有できる場づくりを推進していく。

B:家庭教育で育む基本的なルールやしつけの重要性について、再認識することを促すための学習機会を提供していく。

B:保護者向けの子育で講座等の学習機会を設定し、保護者の育児力向上を支援していくとともに、家庭教育の大切さを啓発していく。



1 - 3 - 1

幼稚園の生活と家庭などでの生活の連続性を踏まえて、地域の実態や保護者のニーズに応じた子育で支援を実施し、「親と子の育ちの場」となるような役割や機能の充実を図ります。

主な取組

- ○子育てフリートーク、学年フリートーク、誕生会フリートーク
- ○高齢者施設との交流、地域行事(祭り等)への参加
- ○地域の公共機関、産業等の見学体験
- ○地域の人材活用、読み聞かせの会、保護者ボランティア活動
- ○子育て講座、子育て相談会
- ○幼稚園フェア
- ○放課後園庭開放、幼稚園見学会

○親子遊びの会、親も遊ぼう会、サークル活動、保育参加の会施策の展開

施策の展開

D:幼稚園と保育園間の人事交流を通して相互の違いやよさを研修し、実践力の強化 につなげていく。

D:幼稚園・保育園それぞれの所管する部署と互いの情報を共有化し協力体制を築いていく。

D:教職員と保育士との合同研修を深め、資質向上を図っていく。

(職員間で目標や理念の共有化。教育課程や保育課程など指導内容の共通理解。)

E: 幼児期の教育施設として、今後も円滑な園運営や教育体制づくりを進めていくために、幼保学年会議、運営会議をさらに充実させていく。



1-3-2

錦田こども園において、保育園と幼稚園の連携した幼児教育を行っていきます。

主な取組

- ○幼稚園教諭·保育士人事交流研修
- ○幼保合同研修会
- ○幼保園児交流会
- ○運営会議 (療育支援室・保育園・幼稚園)、幼保学年会議
- ○子育て相談会
- ○育児講座

1-4(1):幼稚園の特別支援教育*の充実「現状と課題」

現状

- ・幼児期には障がい*の種別の特定が難しいことから、特別な支援を要する幼児への柔軟な対応が重要である。
- ・早期に適切な支援を行うためには、入園児の情報提供及び、保護者の気付き、障が い受容が不可欠であるが、「小さい」という思いから、障がい理解がない場合が多い。
- ・個別の支援が必要な幼児の個別の支援計画*・指導計画*を作成し、巡回相談*を通して支援のあり方を確認しながら指導を進めている状況である。
- ・すべての園に特別支援コーディネーターを置き、コーディネーターを中心にケース 会議の定例化や指導法についての共通理解を図り、職員の協力体制に取り組んでい る状況である。
- ・自治会長・町内会長の52%が、特別な支援が必要な園児に対しては、支援員を配置する必要があると考え、30%の方が医療や福祉などの機関と連携する必要があると考えている。(グラフ1参照)

課題

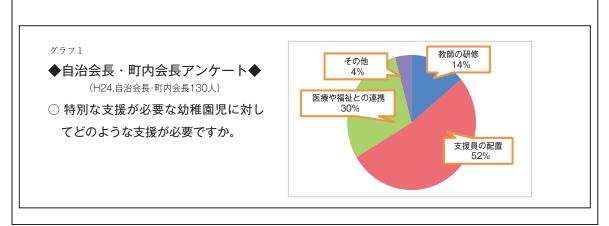
A:特別な支援を必要とする幼児の保育については、個々の障がいの状態、程度、発達段階に対応するため、教育・医療・福祉との連携が大切であり、専門的知識や技能を習得した上での指導や援助が必要である。

B: 育児相談事業や親子教室での子育てに関する情報提供などを通じ、保護者自身の精神的な援助や養育に対する支援も必要である。

C:特別な支援を必要とする幼児の就園にあたっては、保育室の環境設定や保育活動の組み方などその子に合った教育方法ができるように配慮すると共に、個別指導のための支援者の配置が必要である。

D:障がいの程度に応じて適切な指導にあたるために、地域の関係機関や専門機関と連携できる体制作りに努め、専門家による巡回相談を適宜に受けることができるようにしていく必要がある。

E:療育支援室との連携を深め、活用率を高めていく必要がある。



*特別支援教育:平成19年4月より本格的にスタート。それまでの特殊教育対象の障がいだけでなく、その対象でなかったLD(学習障がい)・ADHD(注意欠陥多動性障がい)・ 広汎性発達障がいなども含めた障がいのある児童生徒に対して、その一人一人の 教育的ニーズを把握し、当該児童生徒のもてる力を高め、生活や学習上の困難を 改善または克服するために、適切な教育を通じて必要な支援を行うもの。また、 特別支援教育は、障害のある子どもへの教育にとどまらず、障害の有無やその他 個々の違いを認識しつつ、様々な人が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基 礎となるものであり、現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っています。

- *障がい:三島市が発行している第3期三島市障害者計画の中で、「障害」の表記について、法律 などに規定されている場合を除き、「障がい」とひらがなで表記することとしている。
- *個別の支援計画:学齢前から学齢期そして卒業後までをトータルにとらえた子どもの生活全般に 関する支援についての計画。教育だけではなく、保健、医療、福祉、労働等、 すべての関連機関が協力して作る支援計画。
- *個別の指導計画:個別の支援計画をふまえ、学校の教育課程や指導計画に基づき、具体的に一人 一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法などをまとめた計画。
- *巡回相談:専門家(臨床心理士・臨床発達心理士)が幼稚園・小中学校へ巡回相談を実施し、不 登校の児童生徒や学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)など、特 別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒、その保護者や担任等に対し、幼児児童生 徒の特性を専門的な見地から分析し具体的な支援方法等をアドバイスする。

1-4(2):幼稚園の特別支援教育の充実「施策の展開」

施策の展開

A:障がいについての理解を深めるために、教職員の資質向上を目的とした園内外の 研修機会の拡大を図っていく。

A:障がいについての理解を保護者や地域にも求め、幼稚園を中核に社会全体で対象 児を育てていく環境づくりに努めていく。

B:家庭教育相談日を活用し、障がい児を持つ保護者の悩み相談や心のケアを図っていく。

C: サポート職員を対象にした研修を深め、特別支援教育に関するスキルを向上していく。

D:療育支援室と連携し、臨床心理士による発達障がい児及びその保護者のための療育と相談を進めていく。

D:相談事例を私立幼稚園や保育園にも紹介し、療育支援室の活用の拡大を図ってい く。

E:園内に支援相談の担当者を分掌として位置づけ、療育支援室と連携して、支援対象児が事前に幼稚園生活を体験したり、保護者が気軽に相談したりできるようにしていく。

E:療育支援室との交流を進め、幼稚園に通園する支援対象児やその保護者への対応が、円滑にできるようにしていく。



1 - 4

職員の専門的知識の習得や保育技術の向上に努め、個別の支援を必要とする幼児の保育の充実を図ります。施設の安全面や個別指導に配慮した支援者の配置などの検討を進めます。

主な取組

- ○特別支援教育コーディネーター研修会
- ○三島市発達障がい療育支援専門講座 (スキルアップ研修会)
- ○個別の教育支援計画の作成(園児・保護者に対して)
- ○家庭教育相談日の設定
- ○特別支援サポート職員のスキルアップ
- ○療育支援室との連携強化

第2節 基本施策2: 小中学校における教育の充実

2-1(1):心の教育の推進「現状と課題|

現状

- ・各学校では、全教育活動における道徳的実践の場や「ひと・もの・こと」と関わる場を意識的に設定し、他を思いやる心を育む取組を行っている。
- ・各小中学校においては、各学年に応じた体験活動を重視し、心の教育の推進を図っている状況である。体験学習が印象に残っている小学生は86%に達する。(グラフ1参照)
- ・学校行事は、児童生徒の所属意識を高め、学級・学年・学校集団の育成に大きく関わっている状況である。学校行事が楽しく、有意義と感じている子どもは、小学生92%、中学生86%である。(グラフ2参照)
- ・全体的に、小中学生ともに落ち着いて生活しており、ルールやマナーについてもよく守っていると自覚している。友達に優しい気持ちで接していると思っている小学生 85%、ルールやマナーを守っていると思っている中学生 86%。(グラフ3参照)

課題

- A:自治会長・町内会長の54%が、子どもの心を豊かにするためには、家庭や地域と連携した道徳教育の必要性を望んでいる。(グラフ4参照)
- B: 概ね子どもと保護者からは「学校は楽しい場所である」と評価されているが、「楽しくない」と答えている子ども(小学生 12%、中学生 11%)や保護者(小学校 3%、中学校 7%)への対応策を考えていく必要がある。(グラフ 5 参照)
- C:30%の保護者が、職場体験や進路相談を通して、子どもが生き方(進路)を考えるようになったと思っていないので、職業観を育む必要がある。(グラフ6参照)
- D:全体的にあいさつはよくできるが、さらに、進んで気持ちのよいあいさつをしたり場に応じたきれいな言葉遣いで話をしたりすることについては、各学校の実情に応じて取組を工夫していく必要がある。
- E:自己肯定感*が低く、自分の気持ちを自分の言葉で表現したり、意見を伝えたりすることが苦手な子どもが多い状況である(コミュニケーション力の低下・未発達)。 F:学校の読書の時間には本を読んでいるが、図書室を訪れて本に親しむ子どもをよ
- り増やしていく必要がある。 G:子どもが落ち着いて生活し、ルールやマナーを守っていると感じている保護者は
- 小学校 85%、中学校 80% という状況で、家庭とも連携して取り組む必要がある。(グラフ3参照)
- H:豊かな感性を育む学校の環境を整えるために、日常的な清掃活動を継続するとともに、美しい花壇づくりに心がける必要がある。





*自己肯定感:心理学用語で、self-esteem(セルフエスティーム)を訳した言葉。自己自身の存在に対する認識として、自己の身体的な特徴や能力や性格などについて肯定的に考えたり、感じたりする感情をさす。一般的に、無条件に愛され認められた経験により育むとされる。

2-1 (2):心の教育の推進「施策の展開」

施策の展開

A: 道徳的資質の基盤を育むことを目標に、全教育活動における道徳教育を今後も実践し、地域の人材を活用したり授業を公開したりして、家庭や地域との連携をいっそう深めて道徳的実践力*を育成していく。

B: 教職員に気軽に相談できる時間を確保するとともに、スクールカウンセラーによる教育相談だけでなく、スクールカウンセラーと教職員が連携した教育相談体制を確立できるように取り組んでいく。

C:職業を知り、勤労を重んじ、進路を選択する能力を養うためのキャリア教育*を推進する。特に小学校についてはキャリア教育の重要な基盤となることから、各教科等を通して挨拶や係活動、職場見学などを行い、友達づくりや中学校への準備などをしていく。

C:小中学校で職業調べや職場見学、職場体験、職業講話等を行い、各学校はこの取組を家庭や地域で共有できるよう発信し、夢を持ってたくましく生きる力を育成していく。(進路意識:中学校73%→85%以上)

D:各小中学校の実情に応じて、心が通うコミュニケーションのきっかけとなる気持ちのよい「あいさつ(おはよう・ありがとう等)」の習慣化のために、PTAや地域を巻き込んだ取組を工夫し、清らかな心を育んでいく。

E:文化·芸術活動等の豊かな体験活動や充実した学校行事等において、様々な「ひと・もの・こと」と関わり、認められたり励まされたりすることを通して、児童生徒の自己肯定感を高めていく。

F:各小中学校の実情に応じて、学校図書館担当者が図書館司書と連携し、より本に親しむことのできる読書環境を整備することを通して心豊かな児童生徒を育成していく。



2 - 1 - 1

道徳教育をはじめ、環境教育、キャリア教育、食育、防災教育など、教育活動全般を通して、子どもたちの豊かな感性の育成を図ります。

主な取組

- ○全教育活動における道徳教育の実践
- ○環境教育、キャリア教育(ゆめワーク三島)、食育、防災教育
- ○学校の実情に応じた体験学習と学校行事の充実
- ○学校の実情に応じたコミュニケーションスキルを高める取組
- ○学校保健事業
- ○部活動振興事業
- ○学校図書館振興事業施策の展開

施策の展開

A: 道徳の授業参観等を通して、学校、家庭、地域が一体となって道徳教育を推進し、 規範意識、自他の生命を尊重する心、社会に積極的に関わろうとする意欲を高めて いく。

B:1学級の人数を減らすような国・県の施策を受け、以前と比較して少人数の授業が成立しやすくなっているので、生徒指導が機能(自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的な人間関係を育成)する授業の実現を進めていく。

(学校が楽しい:小学校87%→93%以上、中学校87%→90%以上)

G:全教育活動で少人数(小グループ)で学習したり話し合ったりする場を意図的に設定し、児童生徒の所属意識や規範意識を高めていくとともに、懇談会やPTA活動を通して、家庭との連携を図っていく。

(ルールとマナー:小学校保護者 85%→90%以上、中学校保護者 80%→90%以上)

G:生涯学習課と連携して、家庭教育に関する情報や学習機会の提供、講座の開催、 父親の家庭教育への参加の啓発、PTA活動の支援、親学の啓発などを通して家庭 教育への支援を行っていく。



2 - 1 - 2

少人数指導を進めるなかで、集団での指導の意義を再認識し、規範意識を高めます。

- ○教育的ニーズに応じた授業改善
- ○全教育活動における道徳教育の実践
- ○小グループ活動の充実
- ○小学校低学年支援員配置事業
- ○学校支援員配置事業施策の展開

施策の展開

H:環境マネジメントシステム*に則り、花があふれる潤いのある校地を整美する「花育」を推進することにより、美しいものに素直に感動する清らかな心を育成していく。

H:自然の神秘さに目を見はる感性を育んだりする「環境教育」を推進することにより、持続可能な社会づくりのための意識を高めていく。



2 - 1 - 3

学校環境をきれいで魅力的なものに改善し、学校の美しい環境づくりを進めるために、学校花壇や運動場の整備を推進します。

主な取組

- そよかぜ学習 (環境教育)
- ○美しい学校環境づくり(花育)をめざした学校独自の取組
- ○各種花壇コンクールの参加
- ○地域ボランティア団体等との連携

- *道徳的実践力: 道徳的実践力とは、人間としてよりよく生きていく力であり、一人一人の児童生徒が道徳的価値を自分の内面から自覚し、将来出合うであろう様々な場面、状況においても、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質を意味している。それは、主として、道徳的心情、道徳的判断力、道徳的実践意欲と態度を包括するものである。
- *キャリア教育:望ましい職業観·勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、 自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。
- *環境マネジメントシステム: 三島市では、全市立小中学校 21 校を含む市のすべての施設を対象 範囲として ISO14001 に適合する環境マネジメントシステムを運用 している。これは、行政も地域で活動する一事業者として、自ら率 先して環境への配慮を実践し、市民や事業者の環境行動を促す先導 的役割を担うことが重要との考えからで、その手段として国際的な 信用が得られる国際標準規格に則ったマネジメントシステムを選択 している。

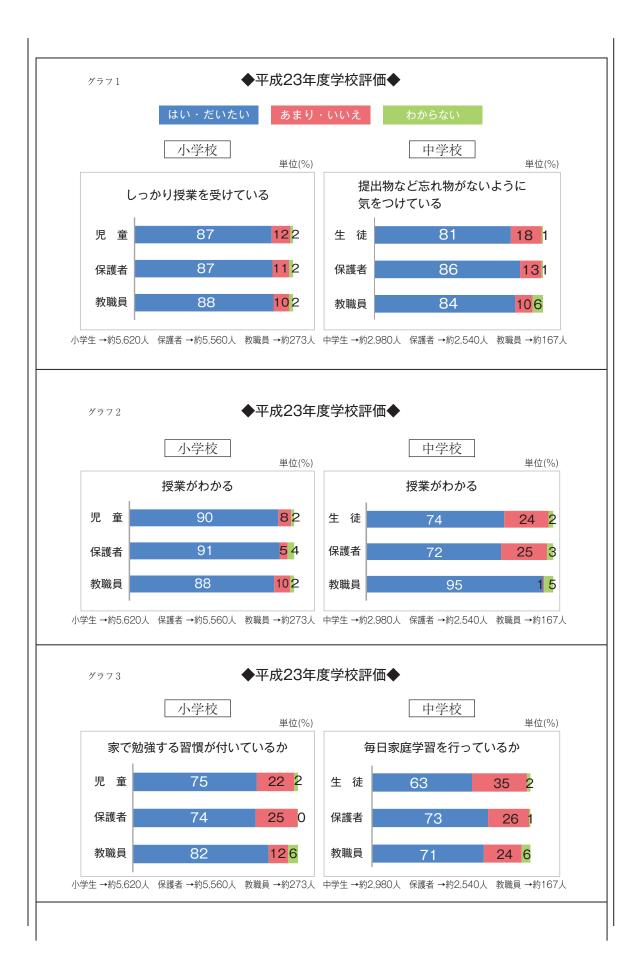
2-2(1):確かな学力の育成「現状と課題」

現状

- ・学習指導要領改訂の主旨を踏まえ、学校は教職員全体で研修を積み重ね、授業改善に向けて日々努力している。
- ・社会が如何に変化しようとも、子どもたちは、自立し、行動していく力を身に付けなければならない。小学1年生から中学3年生までの義務教育9年間で、社会に出て活躍する有徳の人を育てている。
- ・授業に臨む姿勢について、小中学校ともにほとんどの子どもが真面目に取り組み、 提出物や忘れ物についても問題はない。(グラフ1参照)
- ・国、県ともに指導要録の電子化について前向きに検討を進めている。三島市は、セキュリティ面やシステムの構築等、様々な角度から検討を重ねている状況である。

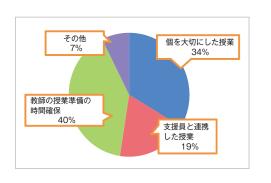
課題

- A:小学生90%と中学生の74%が、「授業がわかる」と答え、「授業がわからない」と答えている小学生8%と中学生24%への対応が必要である。(グラフ2参照)
- B:家庭学習が習慣化されている小中学生の割合は、ともに 70% 程度にとどまっている。(グラフ3参照)
- C: 特別な支援が必要な子どもを含むすべての子どもに、学習の機会を保障するため、 学校は、授業や生徒指導及び生活指導の充実、家庭への啓発など多方面にわたって 支援をする必要に迫られている。
- D:小学校外国語活動、中学校外国語において、ALT*の活用等により国際理解教育を展開しているが、今後は、より学んだことを実生活で生かせる実践力を育む必要がある。
- D: ALTの効果を高めるために、担任との連携について、さらに研究していく必要がある。
- E:自治会長・町内会長の40%が、教職員がわかりやすい授業を行い、子どもたちの学力をしっかり身に付けるためには、教職員の授業準備の時間を確保することが必要であると回答している。(グラフ4参照)
- F: 教職員は現在、授業の準備等、本来時間をかけるべき業務に時間をかけられない 状況にある。教職員が子どもと向き合うための時間をしっかり確保し、誇りを持っ て職務を遂行できる環境を整えなければならない。
- G:様々な事務処理に要する時間の削減と効率化を図るために、パソコンを利用した システムの構築が必要である。
- H:三島市教育情報ネットワークの活用が広がっている。電子連絡、黒板、紙が併用 されている現状にある。効率の良い使用方法を模索している。
- I:電子黒板やデジタル教科書の活用について研究していく必要がある。



グラフ4

- ◆自治会長・町内会長アンケート◆ (H24.自治会長・町内会長130人)
- ○「わかりやすい授業」を行い、学力を しっかり身につけるためには、どのよ うなことを行えばよいと思いますか。



*ALT: Assistant Language Teacher の略で、外国語を母国語とする外国語指導助手

2-2(2):確かな学力の育成「施策の展開」

施策の展開

A:子どもたちに確かな学力を育成するため、教職員研修の充実に努め、授業改善に取り組んでいく。(授業がわかる:小学校90%→90%以上、中学校74%→75%以上) A:校内研修の実情に応じて三島市教育委員会学校教育課指導主事が訪問要請に応え、授業力の向上などについて指導・助言をしていく。

A:毎年、幼稚園、小中学校を対象に研究校を指定し、発表会を通して市内全校に研究の成果を広め、よりよい教育活動を推進していく。

A:図書館司書と連携した学校図書館利用により、子どもたちの主体的な調べ学習の 支援をしていくために、司書教諭や図書館司書の研修内容を充実していく。

B:家庭学習に継続的に取り組むことは、学校での学習内容の定着や自ら進んで学ぶ 習慣につながるため、家庭学習の大切さについて啓発し、家庭と連携して取り組め るよう支援していく。

C:学力、体力、生活力等の二極化傾向が顕著な現状を踏まえ、小学校初期段階の対応として小学校低学年支援員を配置していく。また、年齢にかかわらず支援を要する児童生徒の対応として学校支援員を配置し、すべての困っている児童生徒に行き届いた教育を実現していく。さらに、家庭に啓発することで家庭教育力の向上をめざす。(低学年支援員の認知度:72%→100%)

D:国際社会で活躍する人を育成するべく外国語教育を充実させるため、全幼稚園、 小中学校に、ALT (外国語指導助手)を派遣していく。

D: 三島市においては、幼稚園児から小学4年生まではALTが開発した教材を使い、ALTとともに授業を行っていく。

D:小学5.6年生については、文部科学省から発行された教材を使って担任が授業を行う中で、ALTとの連携を図っていく。

D:教職員を対象にしたスキルアップ研修の中に、小学校外国語活動を設定し、ALTとのTT*による授業の効果を上げるための研修を実施していく。

主な取組

2-2-1

小学校低学年支援員を活用し、落ち着いた学校生活の定着を図るとともに、個に 応じたきめ細かな指導に努め、「基礎・基本の定着」と「知識・技能を活用する力の 育成」を図ります。

主な取組

- ○小学校低学年支援員配置事業
- ○三島市指定研究事業
- ○学校支援員配置事業
- ○学校図書館振興事業
- ○小学校英語活動推進事業
- ○教科等指導リーダー研修会
- ○学校要請訪問施策の展開

施策の展開

E: 学校運営や業務の見直し、改善を推進していくことで、教職員が授業の準備をする時間や、子どもと向き合う時間の確保をしていく。

F:教育課程編成や会議の工夫、校務の分散化等を行うことで教職員の負担感を軽減し、誇りを持って職務を遂行できるようワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を大切にしていく。

G:事務処理に要する時間を効率的にするために、市内全小中学校へ通知票・成績処理システムを導入し、日々の教育活動に対する評価が通知票作成に直結するようにしていく。

G:外部のサーバーにデータを一元管理して安全性を確保し、成績や出席簿の扱いについてもこのシステムを利用することを検討していく。

H:三島市教育情報ネットワークの多用途の活用方法を研究し、現在行われている予定黒板の記入、会議等での紙媒体の利用等を縮減していく。このことにより教職員の子どもと向き合う時間を確保するとともに、環境への配慮としていく。

I:電子黒板とデジタル教科書について、教科の特性を踏まえた視覚的及び聴覚的な効果を探り、効果的なものを活用していく。



2-2-2

子どもと向き合う教師の時間を重視し、授業を大切にする環境づくりに努めます。

- ○小学校低学年支援員配置事業
- ○イントラネット活用事業
- ○学校支援員配置事業
- ○通知表検討委員会

- ○小学校英語活動推進事業
- ○学校運営・業務検討会
- *TT: ティーム・ティーチングのことで、複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立てて指導する授業方式。チーフとなる教員が授業をリードし、サブとなる教員がチーフの指導を補充するなどの形態がある。

2-3 (1):生徒指導や特別支援教育等の充実「現状と課題」

現状

- ・各小中学校で児童生徒一人一人が自分らしさを発揮し、生き生きと生活できる学校を目指すために、「生徒指導が機能する授業」を大切にし、児童生徒の自己肯定感を 高める教育活動を大切にしているところである。
- ・各小中学校で不登校やいじめ問題を未然に防ぐために積極的な生徒指導を行っている状況である。
- ・いじめや不登校は、どの学校でも起こり得るという認識のもと、学校は解決に向けた不断の努力をしている。しかし、多様な生き方や価値観が氾濫する世の中、携帯電話の普及も相乗効果となって問題行動そのものが多様化・複雑化している。

課題

A:子どもたちに授業の中で自己存在感を味わえるような機会を与えることが必要である。学校が楽しい:小学生87%、中学生87% (グラフ1参照)

B:不登校については、10年前の不登校出現率と比較すると、小学校、中学校ともに 大幅に減少している状況にある。しかし、近年の出現率では小学校で増加傾向、中 学校で減少停滞傾向を示している。そのため、より一層の不登校の減少につながる 取組が必要である。(グラフ3参照)

C:特別支援教育については、平成15年度から、市内全21小中学校の校務分掌に特別支援教育コーディネーターを位置づけ、特別支援教育のまとめ役として活動するとともに、平成16年度から各小中学校への巡回相談を臨床心理士などの専門家により実施し、障がいのある児童生徒の特性に合わせた支援方法について、教職員や保護者へのアドバイスを行っている状況にある。今後は、さらに個に応じた指導や支援方法などを学ぶ研修や巡回相談の充実を図る必要がある。

D:いじめへの対応について、教職員がいじめのない学級づくりに努力していると感じている中学生が70%程度である。(グラフ4参照)

E:いじめ問題については、認知件数が増加し、平成23年度に解消率も小中学校ともに80%を超えている。平成23年度の静岡県の解消率と比較しても高い数値を示している状況である。しかし、今後さらにいじめの解消率を高めていく取組が必要である。(グラフ2参照)

F:各学校では、日頃から教育相談ができる体制を整え、カウンセリングマインドを生かした相談活動を実施しているが、中学校では、20%の生徒が「十分でない」と感じている状況である。(グラフ5参照)

G:自治会長・町内会長の51%が、個々の子どもたちを大切にする教育をするためには、 子どもたちが安心して相談できる体制の構築を望んでいる。(グラフ6参照)

◆平成23年度学校評価◆ グラフ1 あまり・いいえ はい・だいたい 小学校 単位(%) 学校へ行くのが楽しい 児童 87 12 2 96 30 保護者 99 教職員

中学校 単位(%) 学級や学校生活は楽しい 87 生 徒 92 保護者 99

10

小学生→約5,620人 保護者→約5,560人 教職員→約273人 中学生→約2,980人 保護者→約2,540人 教職員→約167人

教職員

グラフ2

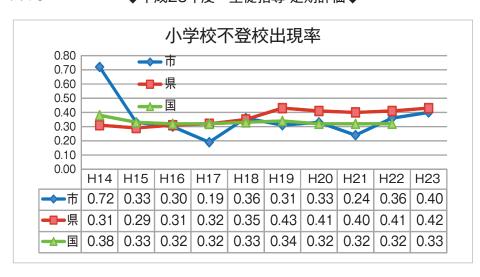
◆平成23年度 生徒指導 定期評価◆

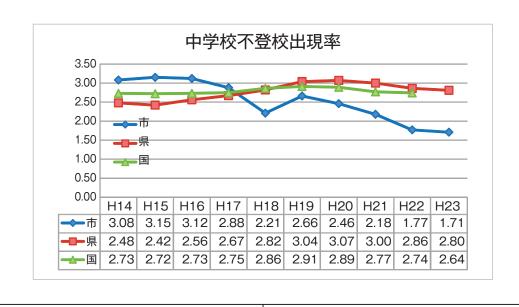
いじめの解消率の推移(三島市)

	三島市 小学校	三島市 中学校	静岡県 小学校	静岡県 中学校
平成22年度	83.9%	77.4%	61.3%	60.2%
平成23年度	80.3%	89.1%	58.2%	60.9%

グラフ3

◆平成23年度 生徒指導 定期評価◆





グラフ4 ◆平成23年度 学校評価◆

グラフ 5 ◆平成23年度 学校評価◆



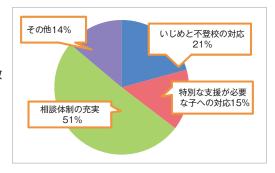


中学生 →約2,980人 保護者 →約2,540人 教職員 →約167人

あまり・いいえ

グラフ6

- ◆自治会長・町内会長アンケート◆ (H24.自治会長・町内会長130人)
- 一人一人の子どもたちを大切にする教育を行うためにはどうしたらよいか。



2-3 (2):生徒指導や特別支援教育等の充実「施策の展開」

施策の展開

A:児童生徒が自分らしさを発揮し、生き生きと生活できる学校をめざすために、「生徒指導が機能(生徒指導の三機能=自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的な人間関係を育成)する授業」を実践していく。

(学校が楽しい:小学生87%→93%以上、中学生87%→90%以上)

B:家庭に起因する問題行動や不登校の改善に対応するため、関係機関との連携を図り、三島市問題行動担当者会、三島市不登校児等担当者会における研修協議、三島市生徒指導四者会や三島市不登校児等相談月間等の関係機関との連携を充実させ、多面的な指導に取り組んでいく。

B:不登校児童生徒に対応するため、小中学校の不登校個別支援体制を機能させると ともに、青少年相談室相談員及び、適応指導教室(ふれあい教室)*指導員による学 校訪問を推進し、学校、家庭のバックアップ体制を確立していく。

C:「特別支援教育推進事業(巡回相談等)」の充実を図り、一人一人の教育的ニーズ に応えるための支援方法を、教職員や保護者に伝達していく。また、保護者の了解 を得た上で専門的な検査を実施し、対象となる児童生徒の特性をより深く理解して 指導・支援に生かしていく。

C: 専門家チーム会議*では、各小中学校や保護者から挙がった学習や生活上困難な 事例について検討し、実際の具体的な指導・支援に生かしていく。

C:特別支援教育コーディネーター研修会では、「療育支援室」で活動している職員を特別支援教育コーディネーター研修会に講師として招くなどして、療育の方法等を学べる実践的な研修の機会を設けるとともに、「療育支援室」との連携を深めていく。



2 - 3 - 1

不登校や非行、特別な支援を必要とする子どもたちへの個に適した支援体制を強化します。

- ○いじめ・不登校対策事業
- ○特別支援教育推進事業
- ○特別支援教育コーディネーター研修会
- ○三島市問題行動等担当者会
- ○学校と警察の児童生徒健全育成に関する連絡会
- *適応指導教室:教育委員会が設置・運営する不登校児童生徒の学校復帰に向けた指導・支援を行 う教室。
- *専門家チーム会議:学校からの申し出に応じて、発達障害の判断と対象となる児童生徒への望ま しい教育的対応について、専門的な意見の提示や助言をいただく。構成メン バーには、医師をはじめ 特別支援学校教員・特別支援学級教員・LD 等通

級教室担当教員・三島市保健師・臨床心理士がおり、毎回 10 人程度会議に 参加している(平成 24 年度現在)。

施策の展開

B:不登校児童生徒に適切に対応するための学校における相談体制を充実させ、ケース会議を開催する等学校体制で取り組むとともに、三島市不登校児等担当者会における研修協議を充実させ、不登校児童生徒の持つ環境や背景への対応について検討していく。また、不登校の未然防止、早期発見・早期対応を可能にするために、日常の児童生徒の見取りを充実させ、児童生徒の実態把握に努めるとともに、良好な人間関係づくりのための取組を計画的に行っていく。

(不登校出現率 小学校 0.4%→ 0.3%以下、中学校 1.7%→ 1.5%以下)

D: いじめは、「どの学校でもどの子にも起こり得る問題である」ことを十分認識し、児童生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう児童生徒理解を進めたり、生活アンケートや教育相談を充実させたりすることで、早期発見・早期対応に努めていく。また、「いじめは人間として絶対許されない」という意識を一人一人の児童生徒に徹底させるとともに、保護者や地域に対して、いじめに対する学校の明確な対処方針を示していく。(いじめののない学級づくりをしていると感じている割合:小学生 $85\% \rightarrow 90\%$ 以上 中学校 $70\% \rightarrow 75\%$ 以上)

E: 学校におけるいじめ対策委員会を充実させるとともに、問題行動担当者会、中学校生徒指導主事会、小学校生徒指導主任会における研修協議を充実させ、いじめの表れ、いじめへの効果的な指導等を検討する。

(いじめの解消率 小学校 80.3%、中学校 89.1%→小中学校 90%以上)

F:日常生活の中での児童生徒の見取りを十分行うとともに、生活アンケート等を通して児童生徒の抱える問題を把握し、教職員が個々の児童生徒に対して積極的に声を掛けていく体制作りに努める。

G:スクールカウンセラーによるカウンセリングや教職員による学校の教育相談体制を充実させ、問題の早期発見・早期対応を可能にするとともに個に対する支援を強化していく。



2 - 3 - 2

不登校ゼロといじめの早期発見、解消率 100%を目指します。

- ○いじめ・不登校対策事業
- ○三島市不登校児等担当者会
- ○三島市生徒指導四者会
- ○三島市不登校児等担当者会
- ○三島市不登校児等相談月間
- ○三島市小学校生徒指導主任会、三島市中学校生徒指導主事会

2-4(1):信頼される学校づくり「現状と課題」

現状

- ・教職員は信頼関係の中でこそ、教育活動を推進することができるという認識に立ち、 保護者や地域と積極的にコミュニケーションをとり、信頼を深める取組を日頃から 実践することが重要である。
- ・学校関係者評価*や学校評議員制度の実施によって、学校の特徴や課題をより具体的に把握し、教育計画に役立てている。
- ・学校に対して寄せられる意見や要望が増えている。学校生活を向上させる内容も多いが、価値観の相違や人間関係の希薄さから、学校に対する苦情も多くなっている。 学校の対応が丁寧と感じている保護者は小中学校ともに90%程度である。(グラフ1 参照)

課題

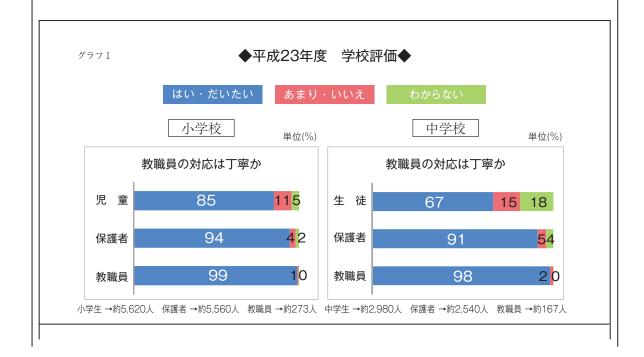
A: 学校がめざしている方針を、保護者や子どもに十分に周知する必要がある。小中学校ともに、20%の保護者が学校の方針を知らないので、積極的に情報を発信する必要がある。(グラフ2参照)

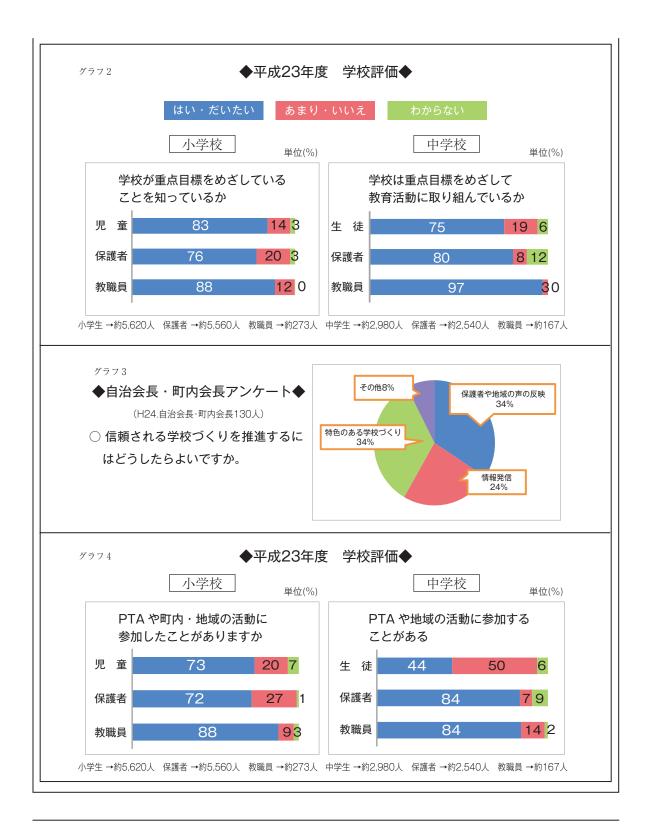
B:教育基本法、学校教育法の改正により、各学校において学校評価が行われるようになった。学校評価については、結果を公表するとともにPDCAサイクル*を確立し、継続的な学校改善に努める必要がある。

C:自治会長・町内会長の34%が、信頼される学校づくりを推進するためには、保護者や地域の意見を反映することをとりあげ、他の34%の方が特色ある学校づくりをすることをとりあげている。(グラフ3参照)

D: 教職員の多忙化を是正し、子どもと向き合う時間を十分に確保する必要がある。

E:中学生のPTA活動や地域の活動への参加率がとても低い。参加の機会を増やすことと、参加を促すことの両面からの改善が必要である。地域の活動に参加している小学生は73%、中学生は44%に止まる。(グラフ4参照)





- *PDCAサイクル:一般的には、品質改善や業務改善活動などで広く活用されているマネジメント手法のひとつであり、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Action)」のプロセスを順に実施していくもの。この4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。
- *学校関係者評価:保護者、学校評議委員、地域住民、青少年健全育成関係者等をもって構成し、 評価結果及びその分析に加えて、今後の改善方策について検討する機関。

2-4 (2):信頼される学校づくり「施策の展開」

施策の展開

A:学校のグランドデザインなどを、学校だより、学年だより、学級だより、学校ブログを通じて積極的に発信し、保護者や地域に学校の教育活動や方針を理解してもらい、その上で連携をとりながら、互いに交流できる機会をつくっていく。なお、学校ブログへのアクセス数を増やすために、学校だよりなどにQRコードを載せ、携帯電話等からもアクセスが容易にできるようにする。

(学校教育目標理解度:保護者 小学校 76%→85%以上 中学校 80%→90%以上)

B:各学校が学校経営目標を具現化するために、学校評価制度を十分に活用し、PD CAサイクルを機能させた組織的・継続的な学校運営を行う。また、学校関係者評価会議を通して、保護者や地域の願いを組み入れ、魅力のある学校づくりを推進していく。

C:子どもや保護者からの相談をしっかりと受け止め、親身になって相談活動を行う、いわゆる信頼できる教職員がいる学校を、これまで以上に構築していく。

(教育相談:信頼できる教職員:小学校89% 中学校68% → 小中学校90%以上) C:学校への意見や要望をじっくりと聞き、学校への信頼感と期待感を向上してい く。しかしながら、学校運営に支障が生じるような要求の場合は、関係機関と連携し、 適切な対応をしていく。

(学校の丁寧な対応:小学校94%→95%以上 中学校91%→95%以上)

D: I C T を会議の進め方や議案の提案方法などで活用することによって、学校の運営改善を行い、教員が本来の職務である「子どもと向き合う活動」に専念できるようにしていく。

D:学校が実施している様々な事業や企画について、目的を達成したものや時代の流 れにそぐわないものは取り止め、児童生徒の実態に即したものに入れ替えていく。

E: 読み聞かせ活動や部活動の外部講師、キャリア教育など、子どもたちが保護者や 地域の方々と関わることができる機会を計画的に作っていく。

E:子どもたちに、地域の防災活動や清掃活動、祭典など、地域の活動を周知し、積極的に参加するように指導するとともに、命にかかわる防災活動については、優先して参加できる環境を整備し、地域と子どもを繋ぐ絆づくりを広めていく。

(地域への参加:子ども 小学校 73%→85%以上、中学校 44%→60%以上)

E:「スマートウエルネスみしま」の中の「きづなづくり」を、地域の教育力を向上 させるための一つの手段として捉え、様々な取組に協力していく。



2-4

学校評価を生かして学校運営の改善を図り、地域や家庭から信頼される「開かれた学校」と「特色ある学校づくり」を一層推進します。

- ○三島市公立学校管理規則第26条第2項関係:学校評議員の設置
- ○三島市公立学校管理規則第26条第3項関係:学校評価の実施
- ○学校運営改善の推進

2-5 (1): 健やかな体の育成「現状と課題」

現状

- ・子どもの体の健康については、食育推進基本計画 (H18)、学校給食法改正 (H20)、新学習指導要領改訂 (H20) によって、食に関する指導や体力の向上の重要性が一層 注目されている。
- ・安心安全な地場産物を積極的に使用した、日本型食生活に即した給食を推進している状況である。
- ・三島市食育推進委員会を中核として各校独自に食育全体計画、食育年間指導計画を 作成するなどして食育活動を進めている状況である。
- ・部活動外部コーチを全中学校で活用し、部活動の活性化に取り組んでいる。部活動や社会体育活動に進んで取り組んでいる生徒は88%になる。(グラフ1参照)
- ・「平成23年度 体力アップコンテスト しずおか」では、14校中全ての小学校が参加しており、そのうち30学級が、賞状を授与されている。静岡県教育委員会からも三島市の活躍が賞賛されている。(グラフ2参照)

課題

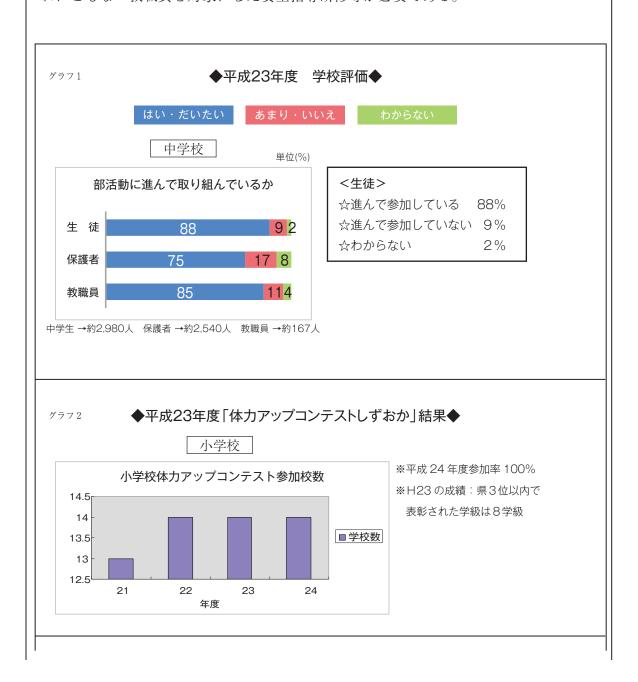
A:平成23年度「朝食摂取実態調査」では、三島の子どもの朝食摂取率は約99%となっており、かなり良い状況である。しかし、栄養バランスの整った朝食摂取率は、県の数値を上回ってはいるものの、数値はまだまだ低く、3色そろった朝食*を摂取する必要がある。(グラフ3参照)

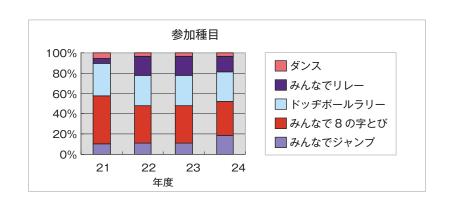
- B: 学校給食の食材には、地場産物の使用を積極的に利用しているが、今後はさらに、 提供先である生産者とのつながりを深めていく必要がある。
- C:給食の献立については、栄養士夏期研修会で検討しているが、家庭で調理することが少なくなっている伝統食や行事食の献立を増やしていく必要がある。
- D:栄養士は、残食率が減少するよう、給食の時間には各教室を回り給食指導を行っているが、さらに積極的に指導することが必要である。総残食率:小学校1.9%、中学校11.0% (グラフ4参照)
- E:食育の必要性については、学習指導要領にも記述されており、各学校独自に計画 に基づき推進している。今後は、各教科や各教材との関わりをさらに意識して実践 していく必要がある。
- F: 学校給食は、食育を推進するうえで中核を担う生きた教材である。給食を通して献立や食品について、さらには食事のマナーや配膳等についても積極的に指導していく必要がある。
- G:栄養教諭が中核となり食育推進委員会を進めている。食育推進委員会では、学校 栄養職員・市栄養士と教科担任とが協力しTT等の公開授業を実施しているが、今 後もさらに積極的に実践していく必要がある。
- H:自治会長・町内会長の57%が、子どもの健康のためには、健康づくりと体力の向上が必要であると回答している。(グラフ5参照)
- I: 平成23年度新体力テストの集計結果(小学校5,6年生、中学校1~3年生対象)では、小学生、中学生ともに、50m 走、20 mシャトルラン、反復横跳び、ソフトボール投げの平均値は東部地区の平均を上回っているが、握力、立ち幅とび、長座体前屈、

上体起こしの平均値は下回っている状況であり、子どもの体力について課題が見られる。

J:専門的な知識や技能を生徒に指導できる、外部コーチの積極的な活用を通して、 部活動の活性化をはかる必要がある。

K: 平成24年度より、中学校保健体育の授業では武道必修化が全面実施される。それにともない教職員を対象にした安全指導研修等が必要である。

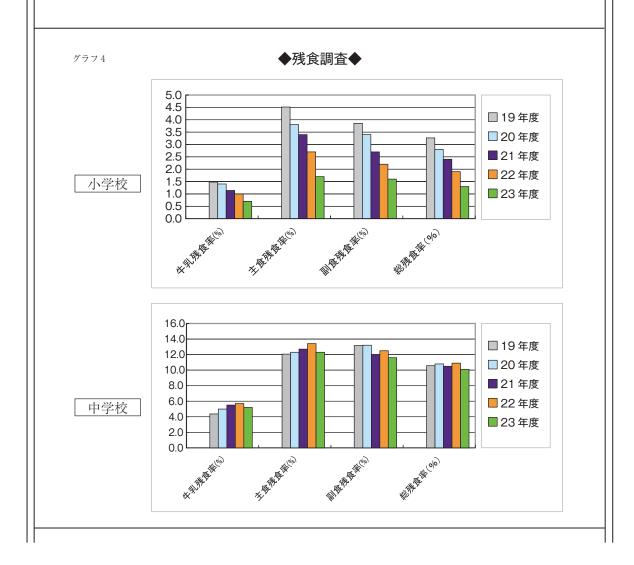




グラフ3

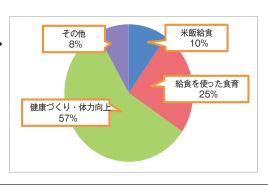
◆平成23年度「朝食摂取実態調査」◆

	三島市	静岡県	三島市	静岡県
	小学5年生 1,032人	小学5年生 33,500人	中学1年生 1,000人	中学1年生 32,000人
朝食摂取率	99.3%	99.4%	98.9%	98.6%
栄養バランスの 整った朝食摂取	67.7%	67.2%	65.6%	65.6%



グラフ5

- ◆自治会長・町内会長アンケート◆ (H24.自治会長・町内会長130人)
- 健やかな心身を育成するためにはどうしたらよいですか。



*3色そろった朝食: 黄色の食品(ごはん、パンなど)、赤色の食品(肉、魚など)、緑色の食品(野菜、くだものなど)の3色がそろった朝食のことで、3つの基礎食品群がバランスよく整った朝食を表している。

2-5 (2): 健やかな体の育成「施策の展開」

施策の展開

A: 朝食摂取の習慣化を今後も進め、さらに栄養バランスの整った朝食摂取も推進していく。

(朝食摂取率:小学生99.25%→100%以上、中学生98.9%→100%)

(栄養バランスの整った朝食摂取率 小学校 67.7%→目標 73%以上、中学校 65.6% → 70%以上)

B: 地場産物の提供先である生産者との連携をさらに深め、学校給食の食材には、安心・安全な地場産物の使用を推進していく。

(各調理場の地場産物使用割合:35%→35%以上)

C: 学校給食の献立には、三島市に昔から伝わる伝統的な食事や行事食を積極的に取り入れていく。(七草がゆ、七夕そうめん等)

D:給食時間に栄養教諭や学校栄養職員・市の栄養士、給食主任等が各教室を回り、献立の説明等を行うなどして、残さず食べる給食指導を担任と連携して進めていく。 (残食率:小学校1.3%→1.0%以下、中学校10.1%→9.5%以下)



2 - 5 - 1

健康な体をつくるために、安全・安心な地元産食材を使用し、日本型食生活に即 した給食を推進します。

- ○担任や栄養教諭(栄養士・栄養職員)、食育担当による給食指導
- ○栄養士定例研修会(献立検討、給食室の運営について)
- ○栄養士夏期研修会(新メニューの開発)
- ○調理員研修会(技術向上研修)○衛生管理研修会(栄養士·調理員合同)

- ○学校給食お便り検討会○残食検討委員会<年間2回>
- ○学校ブログでの献立や食材産地の紹介(家庭への啓発)
- ○生産者との交流会(生産者が学校を訪問する)
- ○朝食調査の実施(静岡県の調査、三島市の調査)
- ○ふるさと給食週間、給食記念週間施策の展開

施策の展開

E:各学校独自の食育全体計画と学年別食育年間計画を作成し、各教科の教材と食育の関連を意識した授業実践をしていく。食育外部講師による出前講座として、健口教室、健骨教室、味覚教室(だし教育)、食農体験、親子料理等を利用していく。

F:担任・栄養教諭や学校栄養職員・市の栄養士栄養教諭(栄養士・栄養職員)・食 育担当者は、給食を生きた教材として活用し、献立や食品、食事のマナーや配膳等 について給食時間や学級活動等の中で指導していく。

G:栄養教諭や学校栄養職員・市の栄養士と教科担任とが連携し、食事バランスガイド模型を利用するなどして、TT等の授業を積極的に実践していく。また、授業での子どものあらわれや食育における学校での取組について保護者に伝えていく。



2-5-2

学校給食を生きた教材として活用し、栄養教諭と協力して食育を推進します。

主な取組

- ○食育外部講師招聘事業
- ○担任や栄養教諭(栄養士・栄養職員)・食育担当等による給食時間の指導
- ○教科担任と栄養教諭(栄養士・栄養職員)によるTT授業施策の展開

施策の展開

H:自分の目標に向かって取り組むことができる体力づくり活動を推進していく。また、体育授業において子どもの発達段階に応じた基礎体力づくりを取り入れるなど、授業の積極的な改善をしていく。

H:子ども自らが、自分の健康を自分で把握できる力が身に付くように、朝の健康観察を充実していく。

H: 県教委が主催する体力アップコンテストに参加した小学校及び入賞した小学校に ついて称賛していく。

H:全校で学校保健委員会を実施し、子どもの心身の健康について課題を共有し話し合う場となるようにしていく。

H: 市が行っている運動に関するイベント等を子どもに周知し、積極的に参加するよう働きかけていく。

I: 新体力テストを実施し、三島の子どもの体力についての課題等について検証していく。

J:中学校部活動における外部コーチの積極的な活用を進めていく。

(中学校部活動外部コーチ:41人→50人以上)

K: 県教委が主催する中学校武道必修化にともなう教職員研修や、市教委が主催する 三島市教科等指導リーダーによる保健体育の授業研究会を通して、安全指導研修を 実施していく。



2-5-3

生涯にわたって健康を意識できる子どもの育成をめざした取組を推進します。

- ○朝の会等での健康観察
- ○体育授業の改善
- ○三島市教科等指導リーダーによる授業研究会
- ○体力テスト実施と検証
- ○部活動振興事業
- ○学校保健委員会

第3節:基本施策3 教育環境の整備

3-1(1):教育施設・設備の整備「現状と課題」

現状

- ・教育施設、設備の整備に関し、学校施設の耐震補強工事とガラスの改修修繕は、平成23年度で完了したが、施設については経年劣化が進行している。また、特別支援を必要とする子どもたちへの教育環境の整備が求められている。
- ・ICT*社会に対応した児童生徒の情報活用能力の育成、教職員の情報教育の指導力や授業力の向上、情報セキュリティの向上、コンピュータ活用による事務の軽減などを図るため、各小中学校におけるコンピュータとその周辺機器の環境整備を行っている。
- ・児童生徒が充実した教育環境で学ぶことができるよう、学校図書館充実のため、蔵 書の確保を図っている。

課題

A: 学校施設は、多くの児童、生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場所である。 したがって、児童生徒等の健康と安全を十分確保することはもちろん、安全で快適 な空間として整備する必要がある。

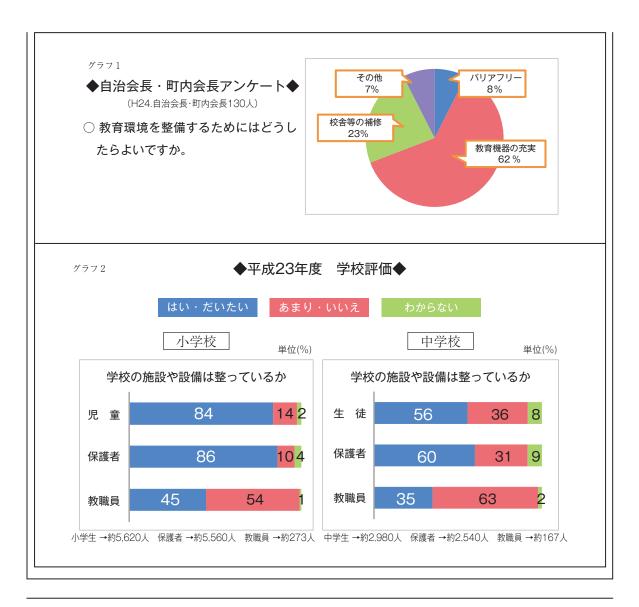
B:特別な支援を必要とする子どもたちが安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように、学校施設において可能な範囲で個々のニーズに応じた対策をとる必要がある。

C: 学校におけるICT環境の整備を進めてきている状況であるが、教科指導において児童生徒の学習理解を高めるために有効なデジタル教科書及び電子黒板等の導入を図っていく必要がある。自治会長・町内会長の62%が、教育環境の整備として、教育機器を充実することをとりあげている。(グラフ1参照)

D:「学校の施設や設備は整っているか」という設問では、小学校の児童及び保護者の肯定割合に比較して、中学校の生徒及び保護者ではその肯定割合が25%以上低くなっている。また、児童生徒及び保護者の回答と比較して、教職員の肯定割合が半数程度となっている状況にある。これは、学校現場において教材や教具、備品などのさらなる充実が望まれるものと考えられるため、より一層の設備等の充実を図っていく必要がある。(グラフ2参照)

E:学校施設は、多くが昭和40年代から50年代にかけて建設されたものであり、30年以上が経過している。学校施設の不具合の発生に対する予防保全措置や財政負担の平準化などを図るため、「ファシリティマネジメント*」に取り組み、学校施設の状況を確認しながら、計画的に改修や改築などの計画を立案し、整備を進めていく必要がある。

F:小中学校施設は、災害時の広域避難所に指定されており、発災時は、屋内運動場を中心に地域住民の避難所となることから、防災に関する要素を考慮した整備も必要となる。



- *ICT: Information and Communication Technology の略で「情報通信技術」と和訳される。
- *ファシリティマネジメント:土地、建物、構築物、設備等最適な状態(コスト最小、効果最大)で保有し、運営し、維持するための総合的な管理手法。

3-1 (2):教育施設・設備の整備「施策の展開」

施策の展開

A:児童生徒等の健康な生活と安全を十分確保し、安全で快適な空間とするために、 教室などの環境を整備していく。

B:特別な支援を必要とする子どもたちが安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように、可能な範囲で校内を円滑に移動するためのスロープや、エレベータ等の整備、トイレのバリアフリー化に取り組んでいく。



3 - 1 - 1

教育施設のバリアフリー化や特別な支援を必要とする子どもたちの教育環境を整備します。

主な取組

- ○スロープ・エレベータ設置事業
- ○トイレのバリアフリー化事業
- ○空調設備等改修事業施策の展開

施策の展開

C: I C T の活用による事務の効率化により、教職員が児童・生徒たちと向き合う時間を確保するとともに、高度情報化社会に対応する情報活用能力を持った子どもの育成を図ることは非常に重要であるため、平成20年度までに整備した全小中学校のコンピュータ機器類のリース期間満了に併せ、新しく再整備を図るとともに、更なる校務のシステム化を進めていく。

C:児童・生徒の学習理解を高めるために有効とされるデジタル教科書及び電子黒板 等の全小・中学校への導入を検討していく。

D: 児童・生徒たちに理科教育を通じて、科学的な知識、技能を習得させるとともに、 工夫創造の技能の涵養を図るため、理科教育振興法に基づく理科教育に必要な備品 の整備を推進していく。

D:児童・生徒たちの読書活動を通じた学習活動を推進していくため、図書の継続的 な購入整備による学校図書館の充実を図っていく。



3 - 1 - 2

教育の多様化に伴い、新たな教育に対応できるよう、教育機器の充実と教育備品の整備を推進します。

主な取組

- ○小中学校コンピュータ整備事業
- ○理科教育設備整備事業
- ○学校図書館図書購入事業
- ○デジタル教科書の全小・中学校への導入検討施策の展開

施策の展開

E: 平成23年度で学校施設の耐震補強工事が終了したが、施設の多くが建築されてから30年以上経過しているため、今後は、学校施設の状況を確認しながら計画的に老朽化した校舎・屋内運動場などの整備、改築をしていく。

F: 学校施設は、地震等の災害発生時には地域住民の応急的な避難場所としての役割も果たすことから、地域住民も利用することを考慮して整備していく。

主な取組

3 - 1 - 3

老朽化した教育施設の補修整備などを計画的に実施していくとともに、避難所としての整備を関係課と共に進めます。

主な取組

- ○佐野小学校プール改築等事業
- ○北上中学校柔剣道場建設事業
- ○各中学校パソコン室等の空調設備改修工事
- ○避難所となっている小中学校へのマンホールトイレ*の設置
- ○教育施設への太陽光発電設備の設置
- ○太陽光発電設備がある学校への蓄電設備の設置

*マンホールトイレ:下水用マンホール内に、汚物を直接廃棄する簡易設営タイプのトイレ。避難 所などに設営する災害用仮設トイレとして、注目されている。

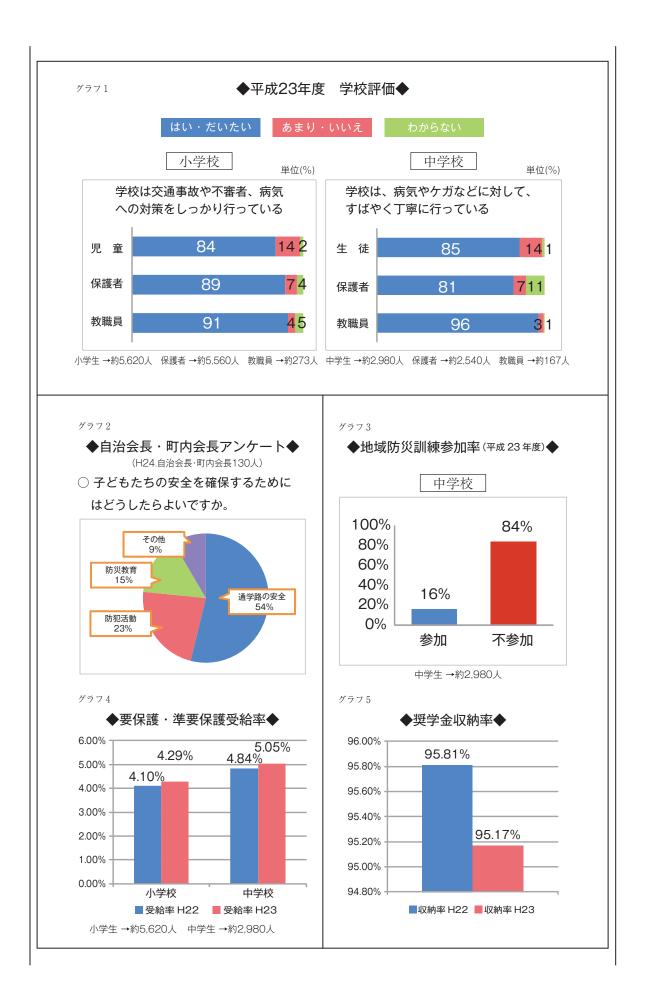
3-2(1):命を守る学校環境づくり「現状と課題」

現状

- ・交通事故や不審者、病気への対策については、保護者・教職員の80%以上が、実施しているという認識をもっている。(グラフ1参照)
- ・子どもが被害者となる事件や事故を防止し、通学途中の安全を確保するために、教職員による通学路パトロールや地域ボランティアによるスクールガード活動、「かけこみ 110 番の家」の依頼を継続して行うとともに、同報無線による下校告知と見守りの依頼の広報放送を行っている状況である。
- ・全幼稚園及び全小中学校で、地震(地区に応じて津波対応も含む)や火災、不審者 対応の避難訓練を毎年複数回継続して実施し、子どもがいざという際の対応を確実 に行えるように指導している状況である。
- ・経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な 経費の一部を援助している。
- ・経済的理由により就学が困難な生徒又は学生に対し、学資の貸与を行っている。

課題

- A:学校保健安全法が改正され、子どもの安全について注目度が高まっている。三島警察署管内でも不審者事案が続出し、子どもが被害者となる事件や事故を防止するための継続した取組が必要である。
- B:自治会長・町内会長の54%が、通学路の安全について心配をしている。(グラフ2参照)
- C:全幼稚園及び全小中学校で、防災等の計画書を作成し、それに沿った訓練を実施しているが、中学生の防災に対する意識、保護者の防災教育に対する認識が77%という状況で、地域の防災訓練に参加した中学生は16%に過ぎない。そのため、子ども自らが判断して自他の命を守ることができるように「防災教育」を推進する必要がある。また、災害後の学校再開に向けた取組を教職員が学んでいく「応急教育」についても推進する必要がある。(グラフ3参照)
- D:全幼稚園及び全小中学校で、園及び学校での生活、日常生活の中における子どもの安全意識の向上をはかるために、日々の指導を行っているが、系統的な安全に関する指導を行うために、計画を策定し、有効な指導を行っていく必要がある。
- E:要保護・準要保護の受給率は小学校で4.29%、中学校で5.05%という状況である。 受給率は上昇傾向にあり、対象者を正確に把握し、必要な援助を行っていく必要が ある。(グラフ4参照)
- E: 三島市育成奨学金の返還者の増加に伴い、未納者も増加し、平成23年度の収納率は95.17%で年々下がる傾向にある。(グラフ5参照)



3-2(2):命を守る学校環境づくり「施策の展開」

施策の展開

A:子どもが被害者となる事件や事故を防止するために、各小中学校での通学路の定期点検や通学路パトロールを継続していくとともに、警察、市地域安全課、地域安全推進員、警察ボランティア、地域ボランティアによるスクールガード活動等と連携し、地域ぐるみの防犯活動を促進していく。

A:子どもが被害者となる事件を防止するために、「かけこみ 110 番の家」に対する子どもや保護者の認知度を高めていくとともに、地域住民への協力依頼を継続していく。

B:子どもの交通事故を防止するために、警察、市地域安全課等と連携した小学校での交通教室、自転車マナーアップ教室を実施し、子どもの交通安全意識を高めていく。

B:通学路の安全を確保するために、安全点検や通学路整備、関係機関への要請、安全教室の実施などを盛り込んだ、通学路安全対策推進計画を作成していく。

B:通学路での交通事故防止のために、警察などの関係機関に対し、運転者の運転マナー向上のための啓発運動を推進するよう依頼していく。



3 - 2 - 1

児童・生徒の通学時における安全確保のため、各学校で定期的に通学路の点検を 徹底するとともに、犯罪防止のために地域と一体となった活動体制を支援します。

主な取組

- ○通学路定期点検、通学路パトロール
- ○下校告知の広報放送(午後3時)
- ○防犯教室研修会
- ○長期休業中の帰宅を促す広報放送
- ○交通教室、自転車マナーアップ教室

施策の展開

C:子ども自らが判断して自他の命を守れるように「防災教育」を推進していく。学校の立地条件から、延焼、液状化、地滑り、富士山噴火について、想定を一歩超えた計画書を作成する。

C: 災害後の学校再開に向けた取り組みを教職員が学んでいく「応急教育」を推進していく。そのために充実した防災等の計画書を作成し、それに沿った有効な訓練の実施を図っていく。

C: 応急教育の推進を図る上で、中学生は援助をする立場であることを意識付け、地域での防災訓練に積極的に参加するよう促していく。

(地域防災への参加率:中学生 16%→80%以上)

D: 学校生活・日常生活の中における子どもの安全意識の向上をはかるために、安全 に関する指導等についての計画を策定し、市全体に有効な指導を行っていく。 (怪我・病気の意識: 小学生 84%→90%以上、中学生 85%→90%以上)



3-2-2

子ども自らが判断して自他の命を守ることができる安全教育を推進します。

主な取組

- ○防災教育推進のための連絡会議
- ○防災教育推進委員会
- ○学校防災に関する実態調査
- ○防災教育出前講座
- ○通学時の安全計画の策定及び実施施策の展開

施策の展開

E: 就学援助制度について、全家庭に学校だより等を通して周知するともに、校納金が滞りがちな保護者には必要に応じて個別に対応していく。

E: 三島市育英奨学金の未納者に対しては、未納が発生したごとに郵送や電話による 催促を行い、解消を図っていく。



3-2-3

子どもたちの教育機会の均等のため、必要な援助を行います。

- ○要保護及び準要保護児童就学援助
- ○三島市育英奨学金貸付事業

資料編

- ·三島市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱
- ·三島市教育振興基本計画策定委員会設置要綱
- · 策定経過 (策定懇話会会議録)
- ・各種アンケート結果
- ·数值目標一覧表

三島市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 三島市教育振興基本計画の策定に当たり、教育に関する各方面の意見を反映させるため、三島市教育振興基本計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(所堂事務)

- 第2条 懇話会は、次の事項について検討し、意見を述べるものとする。
 - (1) 計画の策定に関すること。
 - (2) 計画の策定に必要な調査、研究に関すること。
 - (3) その他計画の策定に関して必要なこと。

(委員)

- 第3条 懇話会の委員は、11人以内とする。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから三島市教育委員会が依頼する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 社会教育の関係者
 - (3) 地域の代表者
 - (4) 保護者
 - (5) 学校長
 - (6) 幼稚園長

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合に おける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

- 第5条 懇話会に、座長及び副座長を置く。
- 2 座長及び副座長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 懇話会は、座長が召集し、その会議の議長となる。
- 2 懇話会は、その委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明及び 意見を求めることができる。

(庶務)

- 第7条 懇話会に関する庶務は、教育振興基本計画策定事務担当課において処理する。 (補則)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。 附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

三島市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 三島市の教育に関する施策を効果的に推進し、総合的な計画を策定するため、三島市教育振興基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 策定委員会は、次に揚げる事項について調査、研究、調整又は協議をする。
 - (1) 計画策定についての方針に関すること。
 - (2) 計画の立案作業に関すること。
 - (3) その他計画の策定に関して必要なこと。

(組織)

- 第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は教育委員会教育長を、副委員長は教育委員会教育部長を、委員は別表第1に 掲げる者をもって充てる。

(委員長等の職務)

- 第4条 委員長は、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (任期)
- 第5条 委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合に おける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第6条 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。 (作業部会)
- 第7条 策定委員会の補助機関として、作業部会を置く。
- 2 作業部会は、部長及び部員をもって組織する。
- 3 部長は、校長の代表をもって充てる。
- 4 部長は、作業部会の事務を総理する。

(作業部会の所掌事務)

- 第8条 作業部会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 計画の策定に係る事務の調整に関すること。
 - (2) 計画の策定に関する現況と課題についての取りまとめに関すること。
 - (3) 計画の立案作業に係る各種データ、資料等の収集及び整理に関すること。
 - (4) その他計画の策定に関して必要な事務に関すること。

(作業部会の部員)

第9条 部員は、別表第2に掲げる者のうちから部長が指名する。

(庶務)

第10条 策定委員会及び作業部会の庶務は、教育振興基本計画策定事務担当課において 処理する。 (補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、制定の日から施行する。

別表第1

教育長 教育部長 教育総務課長 教育総務課副参事 教育総務課課長補佐 生涯 学習課長 学校教育課長 学校教育課課長補佐

別表 第2

中学校校長 小学校校長 中学校教頭 小学校教頭 中学校主幹教諭 小学校主幹教諭 幼稚園園長 幼稚園主任教諭 学校教育課指導主事

三島市教育振興基本計画 第 1 回策定懇話会 会議録

No. 1

日 時 平成24 年 4月 27日 (金) 15:00~16:30

会場 三島市役所 中央町別館4階 第1会議室

司会者:野口厚学校教育課指導係長

参加者:西島玉枝教育長、杉山孝二教育部長、山崎保寿(静岡大学教育学部教授)、伊坂裕子(日本大学国際関係学部准教授)、吉川博久(三島市校長会長代理)、鍋田陽子(三島市校長会)、三澤美津子(三島市公立幼稚園長会長)、月野宰子(私立幼稚園代表)、長谷川清成(三島市自治会連合会長)、野島忍(三島市 PTA 連絡協議会長)、鈴木征剛(三島市社会教育委員長)、渡邉靖乃(三島市社会教育委員会)

記録者:入野康孝(学校教育課指導主事)

会議の公開・非公開の別: 公開

傍聴人の人数: 0人

- 1 教育長あいさつ
- 2 依頼状授与
- 3 自己紹介
- 4 本懇話会策定要綱
 - (1) 内容の確認
 - (2) 座長及び副座長の選出
- 5 経過報告
 - (1) 教育基本法第17条第2項の確認
 - (2) 国、静岡県の教育振興基本計画
 - (3) 第4次三島市総合計画との関連
 - (4) 三島市教育振興基本計画の内容
- 6 協議事項(進行:座長)
 - (1) 体制及び年間計画について
 - (2) 三島市の教育の特徴について
 - (3) 本基本計画に描く表題について
- 座 長:学校教育に焦点を当てた教育振興基本計画を作成する。

表題の例:「美しい心」を持つ子どもの育成~生きる力を培うために~

その他参考とするもの

- ・国及び静岡県教育振興基本計画
- ·第4次三島市総合計画
- ・三島市の学校教育の基本方針(柱=心の教育)
- ・今後推進する事業(応急教育、体育、学校花壇)
- 委員:「行動できる」という所まで目標にできないだろうか。
- 委員:今の子どもたちの実態から「たくましさ」を表現したい。
- 委 員:表題は子どもに通じるものにするのか、大人に通じるものにするのか。

人間性を培う、道徳心を育てることがまず優先されるべきでは。教育の根幹を大切にしたい。根幹がしっかりしていれば、自ずと学力も向上するのではないか。

委 員:国際社会にたくましくはばたいていける人を育てたい。日本人としての自信と誇りの持てる教育を目指したい。

委員:三島元来の宿場人気質を大切にしたい。いわゆる三島らしさを生かした教育を考えたい。

委 員:幼児教育は心の基礎を培う年代であり、生きる力の基礎を養う時代である。人との関わりやつながりの中で人としての感性を育てたい。また、遊びをとおしての学びを重要視している。

委 員:今の子どもたちの現状から対話の大切さを問いたい。

- 委員:情報化社会の進展に伴い、人間関係が希薄になっているような気がする。心のつながりの大切さを広めたい。
- 委 員:世の中大変便利になったが、その弊害もある。改めて責任をもつことの大切さを感じて いる。
- 委 員:体験学習は、豊かな感性を育む。学校も好きになる。
- 委員:「せせらぎのような清らかさ、箱根の大地のようなたくましさ(たくましい心)」のように、三島らしさを取り入れ、覚えやすい表題が良いのでは。
- 委 員:人とのつながり、感性を育てる、行動できるという言葉に共感。自分を生かし、他人を 生かせる人づくりを目指したい。
- 委員:子どもはやはり「ひと・もの・こと」との関わりの中で育つ。三島らしさを生かした表題がふさわしいのでは。
- 委 員:本園では、これまで豊かな心の育成を目指して教育してきた。元気な心と体があると、 意欲が高まり自立心にもつながっていく。
- 座 長:皆様のご意見の共通点は、「豊かな心」「豊かな感性」を育み行動に結びつけられる人を 目指すということ。それには、まず教育の根幹である「道徳心」を培うことが重要である。 自ら表題を考えてみた。

「Y (ゆたかで ゆきとどいた ゆめのある) M (みしま)」

「ゆたかで」は美しい心、「ゆきとどいた」はきめ細やかなつながりのある教育、「ゆめのある」は国際社会にたくましく生きる三島の子どもたちをイメージした。

7 その他

第2回三島市教育振興基本計画策定懇話会

日時:平成24年6月1日(金) 15:00~16:30

会場:三島市役所 中央町別館 第1会議室

内容:アンケート(子ども、保護者、教職員、地域)の結果

前文等の確認

その他

三島市教育振興基本計画 第2回策定懇話会 会議録

No. 1

日 時 平成24年 6月 1日 (金) 15:00~16:30

会 場 三島市役所 中央町別館4階 第1会議室

司会者:安藤宏通学校教育課長

プレゼンテーション:野口厚学校教育課指導係長

参加者:西島玉枝教育長、川口哲也教育総務課長、山崎保寿(静岡大学教育学部教授)、伊坂裕子(日本大学国際関係学部准教授)、西川哲(三島市校長会長)、鍋田陽子(三島市校長会)、三澤美津子(三島市公立幼稚園長会長)、月野宰子(私立幼稚園代表)、長谷川清成(三島市自治会連合会長)、野島忍(三島市 PTA 連絡協議会長)、新関千晴(三島市 PTA 連絡協議会)、鈴木征剛(三島市社会教育委員長)、渡邉靖乃(三島市社会教育委員会)

記録者:入野康孝(学校教育課指導主事)

会議の公開・非公開の別:公開

傍聴人の人数: 0人

- 1 座長 あいさつ
- 2 経過報告(資料1参照)
 - (1) 本計画の目次について
 - (2) 第1章:第1節:趣旨と背景
 - (3) 第1章:第2節:位置づけ
 - (4) 第1章:第3節:計画期間
 - (5) 第1章:第4節:教育制度の変化
 - (6) 第2章:第2節:概要
 - (7) 第2章:第3節:体系
- 3 協議(進行:座長)
 - (1) 前回の策定懇話会の協議内容について(資料2参照)プレゼンテーション
 - (2) 三島市の教育への願いについて(資料3参照)
 - ア 表題、スローガンについて
 - 委 員:イメージと具体的(実際的)なものとが結びつくものがいい。
 - 委 員:心身ともに・・・という観点から、「清らかさ」は心を表し、「たくましさ」は身(からだ)を表しているので理解しやすい。
 - 座 長:資料3には、三島と箱根が入っている。イメージしやすい。
 - 委 員:「豊かで 行き届いた 夢のある 三島」なので、「3 Y・M」でまとまる。
 - 座 長:スローガンを見るだけで、三島の教育を受けたい、住みたいと思わせるものがいい。
 - イ 第1章:第5節:社会情勢と教育課題
 - 委 員:学校に求められる課題の中に「自分を生かす教育」とあるが、「生かす」という言葉に違和感を感じる。「生かせる」あるいは「生かすことができる」の方が読む人に伝わる。
 - 委員:第1回目の策定懇話会で出た委員の言葉を上手く盛り込んであり、文法的にも問題 はない。ただ、保育園は中に入れなくていいのか。
 - 委員:学校に求められる課題という観点からすると、保育園は当てはまらないだろう。
 - 委員:学校教育に特化した教育振興計画となるので、保育園は省かせていただいた。
 - ウ 第2章:第1節:理念と目標について
 - 委員:世の中をしたたかに生きるたくましさを育てたい。
 - (3) 三島市の児童生徒、保護者、教職員、地域の意識調査の結果について(資料4参照)プレゼンテーション
 - (4) 基本施策の現状と課題について(資料5参照)

ア 第3章:基本施策1:幼児教育の向上

委員:地域と繋がる活動は大切。幼稚園と小中学校との連携も重要。グラフに3歳児の待機者問題の解消とあるが、私立幼稚園を含めて考えるとかなり解消していると捉えられないか。公私立合わせて考える必要があるのではないか。

委 員:小学校において地域との連携意識は高まってきているが、もっと学校側から情報を 発信する必要がある。相互に情報を共有することも大切である。

委員:子どもはやはり色々な体験をして色々な人と交流することが大切である。

委 員:「先生達が連携を取り合いながら保育をしているか?」のアンケート結果で、教職 員と保護者との差が大きいのが気になる。

イ 第3章:基本施策2:小・中学校における教育力の向上

委員:ルールやマナーを守れない子どもが相当数いると捉えたい。また、ルールを守っていると感じていない保護者も相当数いると捉えたい。大きな課題だと思うが・・・。

委員:文末表現を見ると、施策のように感じる文もあるようだが。

委員:「~である·~でいる」は、現状を表している。「必要がある」は、課題を表している。

委 員:基本施策1では○○教育の向上とあり、内容の充実をめざす方向で捉えられるが、 2では、教育力の向上とあり、教職員の指導方法に絞られるイメージが浮かぶが。

委員:確かな学力の育成で、発達障害の子ども達への支援のあり方が課題である。

委員:「職業調べや職場体験、進路相談などによって、子どもは生き方(進路)を考えるようになった。」という設問に対して、30%の保護者が「あまり・いいえ」と答えている。これは大きな課題ではないか。

ウ 第3章:基本施策3:教育環境の整備

委員:津波を想定した避難訓練は?

委員:海抜の低い地域にある長伏小、中郷小、中郷中、中西中では「津波対応マニュアル」 をもとに避難訓練を実施していく。他の学校においても、応急教育を推進していき ない。

委員:中学生の地域防災訓練の参加が課題では。高校生にはボランティア証明書を発行するシステムがあるようだが。回覧や広報での呼びかけもより一層やっていく。

その他として

委員:授業の内容が分かるというのは、学校教育の中核。

委 員: 静岡県生涯学習推進計画、静岡県子ども読書推進計画、三島市の総合計画との関連には注意が必要

4 その他

第3回三島市教育振興基本計画策定懇話会について

日時:平成24年8月9日(木) 15:00~16:30

会場:三島市役所 中央町別館 第1会議室

内容:基本施策の展開 その他

三島市教育振興基本計画 第3回策定懇話会 会議録

No. 1

日 時 平成24年 8月 9日 (木) 15:00~16:30

会 場 | 三島市役所 中央町別館4階 第1会議室

司会者:安藤宏通学校教育課長

プレゼンテーション:野口厚学校教育課指導係長

参加者:西島玉枝教育長、川口哲也教育総務課長、山崎保寿(静岡大学教育学部教授)、伊坂裕子(日本大学国際関係学部准教授)、西川哲(三島市校長会長)、鍋田陽子(三島市校長会)、三澤美津子(三島市公立幼稚園長会長)、月野宰子(私立幼稚園代表)、長谷川清成(三島市自治会連合会長)、野島忍(三島市 PTA 連絡協議会長)、鈴木征剛(三島市社会教育委員長)、渡邉靖乃(三島市社会教育委員会)

記録者:入野康孝(学校教育課指導主事)

会議の公開・非公開の別:公開

傍聴人の人数: 3人

- 1 座長 山崎保寿教授 あいさつ
- 2 経過報告
 - (1) 基本施策の「現状と課題」について(資料1参照) ※プレゼンテーション
 - (2) 第1章及び第2章の原稿について(資料2参照)
- 3 協議(進行:座長)
 - (1) 「現状と課題」と「施策の展開」の関係について ※プレゼンテーション
 - (2) 基本施策の「施策の展開」について
 - ア 基本施策1:幼稚園教育:「施策の展開」について(資料3参照)
 - 1-1:幼児教育振興プログラムの推進
 - 委 員:幼稚園教育では、「集団的な遊び」をとおして総合的な指導を行っている。例えば、 集団的な遊びでは、ルールを守って遊ぶ事で、皆が楽しく遊ぶ事ができるというこ とを教えている。また、光を浴びて外遊びを大切にすることが、たくましい体作り にもつながっている。
 - 委員:幼児期は、たくさんの失敗をとおして学ぶ。失敗を受け入れて対応する教師の資質も問われる。また、体力の低下は、家庭教育にもよる。今の子ども達の家庭での遊びは TV ゲームが中心。体を動かして遊ぶ事のできる環境設定も重要である。これらのことは、総合的という言葉に含まれるとは思うが。
 - 委 員:地域の代表者とは誰のことを言っているのか。アンケートに私立幼稚園は参加して いない。
 - 委員:地域の代表者の大半という言葉が気になっていた。「大半」という言葉を「多く」 にした方がいいのでは。
 - 委 員:特別支援が必要な子どもの保護者への幼稚園・保育園における相談機能の充実を図りたい。
 - 1-2:幼稚園教育の充実
 - 委 員:異校種の交流は重要。幼稚園・保育園から小学校へのなめらかな接続は重要課題で ある。人事交流は積極的にやっていきたい。
 - 委 員:異校種の交流を推進していくのであれば、保育園の意見も反映できると良い。
 - 座 長:この会議のメンバーを今換えるのは難しいので、パブリックコメントの中に保育園 の職員を入れるかどうかを事務局で検討いただきたい。
 - 委員:幼稚園・保育園と小学校との連携の効果は?
 - 委 員:幼保・小の教職員同士が、丁寧な情報交換をする上で大切なきっかけ作りとなって いる。

また、小学校入学後、すぐに子ども同士が声を掛け合う姿が多く見られる。安心して小学校生活を送ることができている。

1-4:幼稚園の特別支援教育の充実

委 員:特別支援教育の考えかたや取組等を、公私立問わず反映させてほしい。

委 員:特別な支援が必要な障害のある子どものよりよい教育のためには、周囲の理解が不 可欠。障害を受け入れるための施策を盛り込みたい。

イ 基本施策2:小中学校教育:「施策の展開」について(資料4参照)

2-1:心の教育の推進

委 員:小学校においてキャリア教育につながる指導を行い、勤労観と職業観を培うための 中学校のキャリア教育へとつなげていきたい。

委 員:家庭教育学級が「プチカルチャー化」しているのが現状。本来の趣旨を見直し、内 容の充実を図り、親力を高める実質的なものにしていきたい。

委 員:学校と保護者、地域の関わりを強化し、三位一体となって子どもを教育する事が大切。

委員:臨床心理士を信頼するのはいいが、いずれにしても相談員の資質は担保されるべき。

委 員:施策の展開のAと目標数値が合っていない。検討が必要。

2-2:確かな学力の育成

委員: ALT の授業の時だけでなく、効果的に ALT を活用するためのシステムや体制づくりが必要。

2-4:信頼される学校づくり

委 員:信頼される学校とはどんな学校か?

座 長:総合的な形で盛り込まれているのでは?施策の展開で幅広く的確に網羅されている ように思う。

2-5:健やかな体の育成

委員:体力作りや健やかな体を作るには、地域との連携も大切。体育協会主催の行事への 積極的な参加もお願いしたい。

ウ 基本施策3:教育環境整備:「施策の展開」について(資料5参照)

3-1:教育施設・設備の整備

委 員:電子黒板・デジタル教科書の導入を進め、積極的な活用が必要。

エ 全体をとおして

委 員:自己肯定感・自己有用感・自己存在感などの言葉の使い分けを確認する必要がある のでは。

委 員:家庭教育学級は、学校の現状から縮小の方向。市として、家庭教育学級の方法や内 容等についてバックアップ・フォローアップが必要である。

委 員:施策の展開と市の財政的な措置との兼ね合わせが気になるところ。財政的な裏付け が今後必要になるだろう。

委員:先生と子ども達が信頼関係でつながっていることが大切。そのためには、子どもと接し向き合える時間の確保が重要である。10年間を見通して、計画的に目標を掲げ、 実行していくことが必要であろう。

座 長:本テーマとスローガンの文言が本文にもう少し反映されるといいのでは?

4 その他

第4回三島市教育振興基本計画策定懇話会について 詳しい日程等は未定、後日調整

日時:平成24年10月 日() 15:00~16:30

会場:三島市役所 中央町別館 第1会議室

内容:全体の点検 その他

三島市教育振興基本計画 第4回策定懇話会 会議録

No. 1

日 時 平成24年 10月 10日 (金)15:00~16:30

会 場 三島市役所 中央町別館2階 第7会議室

司会者:安藤宏通学校教育課長

プレゼンテーション:野口厚学校教育課指導係長

参加者:西島玉枝教育長、杉山孝二教育部長、川口哲也教育総務課長、山崎保寿(静岡大学教育学部教授)、伊坂裕子(日本大学国際関係学部准教授)、西川哲(三島市校長会長)、鍋田陽子(三島市校長会)、三澤美津子(三島市公立幼稚園長会長)、月野宰子(私立幼稚園代表)、長谷川清成(三島市自治会連合会長)、酒井美砂(三島市 PTA 連絡協議会)、

渡邉靖乃(三島市社会教育委員会)

記録者:入野康孝(学校教育課指導主事)

会議の公開・非公開の別:公開

傍聴人の人数:5人

- 1 座長 山崎保寿教授 あいさつ
- 2 経過報告
 - (1) 教育振興基本計画作業部会(9/6開催)
 - (2) 教育振興基本計画策定委員会(9/24,10/4開催)
 - (3) 計画内容の訂正、変更、指摘箇所について(プレゼンテーション及び内容説明)
- 3 協議(進行:座長)
 - (1) 第1章及び第2章について
 - 委員:スローガンが2行にわたって表記されているが、できれば1行にできないだろうか?
 - 委 員:「豊かで 行き届いた 夢のある教育を(3Y)」が「実現する町 三島(M)」にかかっているので、「実現する町 みしま」を2行目に表記するのは問題ないのでは。
 - 委 員: P.7 の学校に求められる課題について、体験不足が一元的に影響を及ぼしているか どうか、吟味が必要。確かに体験不足は要因の一つになっているとは思うが、体験 不足等を背景としてなど、表現方法を再検討した方がいいのでは。
 - (2) 第3章:基本施策3:教育環境整備:「施策の展開」について
 - 委 員:通学路において「道が狭い」「歩道がない」ということが問題とされているが、運 転手の問題を軽視することはできない。道路の構造的な問題と運転者としてのモラ ル等の部分と両輪で考えていくことが大切ではないか。
 - 座 長:運転する側への意識付けについて、文章表現するのは可能か。地域一体となった交 通安全の推進等考慮できないか検討が必要。
 - 委員:地域防災についてだが、学校側からすると、情報が不足しているような気がする。 市として、地域防災(中学校区)の実施日を統一できないだろうか。そうすることで、 中学生の地域防災の参加率は大幅に向上すると思われる。
 - 座 長:市全体での取組として明言できないか、行政側での検討が必要。
 - (3) 第3章:基本施策2:小中学校教育:「施策の展開」について
 - 座 長:レイアウトにひと工夫が必要。例えば P.25 に「2-1 心の教育の推進」とあり、P.28 にも「2-1 心の教育の推進」とある。一目見てその違いが分かりにくいので、P.25 は「2-1 心の教育の推進(現状と課題)」、P.28 は「2-1 心の教育の推進(施 策の展開)」としてみてはどうか。
 - 座 長:施策の展開から矢印で主な取組の記述へとつなげているが、矢印の横に「主な取組」という表記を入れることで、矢印の意味が理解しやすいのでは。
 - 委 員:「現状と課題」と「施策の展開」それぞれ項目の頭に ABC…を使っているが、市民

目線で見たときに分かりにくいのでは。注釈等で説明が必要。

委 員: P.39 に具体的な発達検査名があるが、検査によって用途等が様々なので、「発達検査や知能検査」または「適切な検査等」表現方法を工夫した方がいいのでは。

座 長:保護者の希望や了解を得て、学校(巡回相談)で発達検査を実施することができる ということを示すことは大切。

委 員:P.46 に「3色そろった朝食」とあるが、「3色」の意味が分かりにくいのでは。注 釈等で説明が必要。

委 員:基本施策の目標値に「100%以上」という表記がある。気持ちは分からないでもないが、適切な表現ではないのでは。

委員: P.33 に「ALT との TT 授業」とあるが「TT 授業」についても注釈等で説明が必要。

(4) 第3章:基本施策1:幼稚園教育:「施策の展開」について

座 長:注釈が示されている箇所があるが、本文と注釈との見分けが付きやすくなるような 工夫を。

委員:幼稚園教育について、具体的な施策が明確な表現で示されていてとても良い。

(5) 全体をとおして

委 員:核家族化や地域との希薄な関係等で母親が孤立しているケースがある。保護者への 支援・指導が今後ますます大切になるだろう。

委員:幼稚園・小中学校の保護者に、どの様な形でこの教育振興基本計画の内容が伝わっていくのか。市全体へと理解が深まることを期待する。保護者が地域の一員として 関わる意識を持ち、学校・家庭・地域が、三位一体となって取り組めたらと思う。

事務局:この教育振興基本計画の「概要版」を作成し、市民の皆様に啓発していく予定である。

委 員:P.29の、家庭教育について生涯学習課と連携していくことには大きな期待感がある。

委員:行政の話であるが、「待機児童(3歳児就園)の問題については、今後も保育料の 改善等が必要。公立と私立の格差の問題が顕在化している。

委 員:障害の害が「がい」とひらがなで表記されているが、その説明・理由が明記される と良い。

4 その他

第5回三島市教育振興基本計画策定懇話会について 詳しい日程等については未定、後日調整

日時: 平成 25 年 1 月 31 日 15:00~16:30

会場:中央町別館4階第1会議室

内容:パブリック・コメントの内容、その他

三島市教育振興基本計画 第5回策定懇話会 会議録

No. 1

日 時 平成25年 1月 31日 (木) 15:00~16:30

会 場 | 三島市役所 中央町別館4階 第1会議室

司会者:安藤宏通学校教育課長

プレゼンテーション:野口厚学校教育課指導係長

参加者:安藤宏通学校教育課長、川口哲也教育総務課長、山崎保寿(静岡大学教育学部教授)、伊坂裕子(日本大学国際関係学部准教授)、鍋田陽子(三島市校長会)、三澤美津子(三島市公立幼稚園長会長)、月野宰子(私立幼稚園代表)、鈴木征剛(三島市社会教育委員長)、長谷川清成(三島市自治会連合会長)、新関千晴(三島市 PTA 連絡協議会)

記録者:入野康孝(学校教育課指導主事)

会議の公開・非公開の別:公開

傍聴人の人数:10人

1 座長 山崎保寿教授 あいさつ

2 経過報告

- (1) 第4回三島市教育振興基本計画策定懇話会(10/10)
- (2) パブリック・コメントの内容(12/15~1/14)
- (3) 第6回三島市教育振興基本計画策定委員会(1/24)

3 協議(進行:座長)

- (1) 第4回策定懇話会の意見の反映について (プレゼンテーション)
 - 座 長:例として P.26・P.29 番号の表記に工夫はいらないか。見やすい形がよい。 P.29 の 2-1: 心の教育の推進…の 2-1を \rightarrow を使うか(2-1)とするか。
 - 委 員:2-1 (1)、2-1 (2) と表記か。
 - 委員:2-1:心の教育の推進『現状と課題』、心の教育の推進〈施策の展開〉と表記する。
 - 座 長:『』〈〉を使うことにしましょう。
 - 委 員: P.36 の TT の注釈の位置・場所の検討。レイアウト状無理のない範囲で。
 - 委 員: P.40 の専門的な調査→専門的な検査に。
 - 委 員: P.49 の「グラフ4」は7年分となっているが、見やすくなるように3年分または 5年分とした方がよい。
- (2) 概要版の内容について
 - 委 員:スローガンのインパクトが弱い。前の方、あるいは、表紙に持ってきた方がよい。
 - 委員:幼稚園の課題の1番上について。「…計画的に設定することで、将来を見通すことができる専門的な能力が必要である。」にしては。
 - 委 員:課題→現状と課題に。
 - 委員:数値が示されているが、数値の根拠(調査の時期)を明記した方がよい。
 - 委 員: PDCA サイクルの注釈が必要。本版の P.43 を参照する。
 - 委 員:3Y·Mの読み方は。三つの方針という意味から「さんわい・えむ」がよいか。
- (3) パブリック・コメントの反映について (プレゼンテーション)
 - 委 員:学校教育に特化した振興基本計画なので、「三島市学校教育振興基本計画」とする。

4 その他

座長及び副座長による教育委員会への提言(16:30~)

5 お礼のことば

平成23年度 三島市立〇〇小学校 学校評価システム

学校評価項目対応表

低高:全学年 低:1~3年生のみ 高:4~6年生のみ

]					
	評価項目		児童アンケート		保護者・地域アンケート	教職員アンケート (年末の評価は従来の学校評価アンケートに盛り込んで行う。)	-ト r-トに盛り込んで行う。)
-		1(1)	1(1) 重点目標をめざして頑張ることができました。(高)	1(1)	1(1) 学校が重点目標をめざしていることを知っています。	 1(1) <mark>重点目標は子どもの実態に即した適切なものです。</mark>	೨೧೯ ರ ಿ
-	秋 日日本	1(2))学校~行くのが楽しいです。(低高)	1(2)	うちの子どもは学校生活を楽しんでいます。	1(2) 子どもたちは学校が楽しいと思っています。	۰
		2(1)	2(1) 先生や友達の話をしっかり聞いて勉強しています。(低高)	2(1)	2(1) うちの子どもはしっかり授業を受けています。	2(1) 重点目標「○○○」を意識して授業を進めました。	した。
N	学びの充実	2(2)	2(2) 先生の授業は、わかりやすいです。(高)	2(2)	先生は子どもによくわかるように工夫して教えています。 (授業参観の様子などを参考にしてください。)	 2(2) 数材や発問などを工夫して子どもたちの意欲を高めました。	欲を高めました。
		2(3)	2(3) 私は家で勉強する習慣が付いています。(低高)	2(3)	うちの子どもは、家庭学習の習慣が身に付いていると思います。	2(3) 家庭学習の習慣が身に付くように子どもや保護者を啓発しました。	保護者を啓発しました。
C	-	3(1)	ものを使って勉強したり、学校の外に出て学習したりした ことをよく覚えています。(低高)	ĕ	1)学校は体験活動(校外学習、実験、制作など)をよく行っています。	3(1) 体験的、問題解決的な活動を意識して取り入れています	れています。
ກ	1个场头,古里/	3(2)	ペア活動や子ども祭りが好きです。(低)学校の行事が好き です。(高)	3(2)	子ども祭りや運動会などの行事は子どもに有意義なものです。	3(2) 行事の目標を達成するよう指導しました。	
7		4(1)	4(1) 友達に、やさしい気持ちで話しています。(低高)	4(1)	4(1) うちの子どもは落ち着いて生活していると思います。	4(1) 重点目標「○○○○」を意識して取り組みました。	した。
4	土 佐有等	4(2)	4(2) 先生は困っているときに相談にのってくれます。(高)	4(2)	4(2) 学校は子どもや保護者の相談にのってくれます。	4(2) 子どもの実態を常に把握し、必要に応じた相談活動を行いました。	談活動を行いました。
Ц		5(1)	5(1) 早寝早起きをして、毎日朝ごはんを食べています。(低高)	2(1)	うちの子どもは早寝早起き、朝ごはんの習慣が身に付いてきて います。	5(1) 早寝早起き、朝ごはんの習慣化を学級だよりや懇談会で啓発しました。	りや懇談会で啓発しました。
Ω	(本)	5(2)	5(2) けがや病気をしないように気をつけて行動しています。(高)	5(2)	学校は交通事故や不審者、病気への対策をしっかり行っています。	5(2) 交通事故や不審者、感染症への対応を適切に実施しました。	:実施しました。
9	情報提供	(1)	学校からのおたよりやホームパージについて家の人と話しま す。(高)	6(1)	1) 学校からのおたよりやホームパージを見て、親子で話します。	6(1) 学校の情報を、たよりやホームページなどを利用して発信しました。	5利用して発信しました。
1	保護者、地域住		7(1) PTAや町内・地域の活動に参加したことがあります。(低高)	7(1)	うちの子どもは地域の活動にできるだけ参加しています(参加 予定です)。	 7(1) 保護者や地域住民と連携し、信頼される学校づくりに努めました。	汀くりに努めました。
			7(2) 先生は、やさしく話したり、答えてくれたりします。(低高)	7(2)	7(2) 学校を訪れたり電話をしたりした時の教職員の対応は丁寧です。	7(2) 電話や来校される方に丁寧に対応しています	<u>ज</u> ॰
ω	教育環境整備		8(1) 学校の道具(机、いす、本など)は使いやすいです。(低高)	8(1)	1) 学校の施設、設備(校舎、机、いす、道具など)は整っています。	8(1) 施設、設備、教材、教具、備品、消耗品が充実しています。	、ています。
‡	* ± 4. ; () ± 4. ;	1	十二分十八十岁四十四时进营——"十十二十一时来不是一十二年为大家的	1			

※黄色枠については、各学校の実状に応じて変更してよい。ただし、評価項目に関係する内容とする。

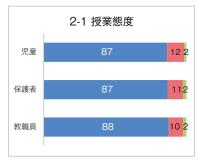
集計:H23:小学校学校評価システム(項目内比較) 集計結果 ※ 単位 (%)

はい だいたい あまり いいえ

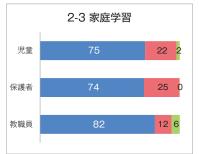
わからない

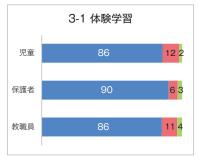


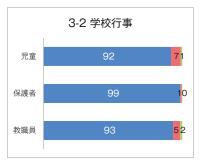


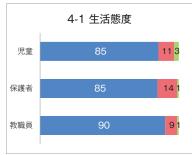


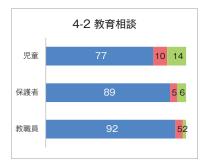


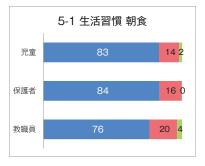


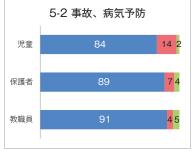


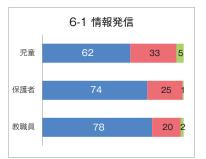




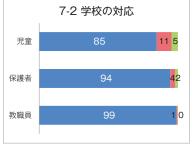


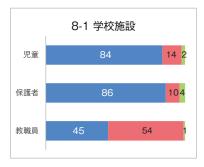












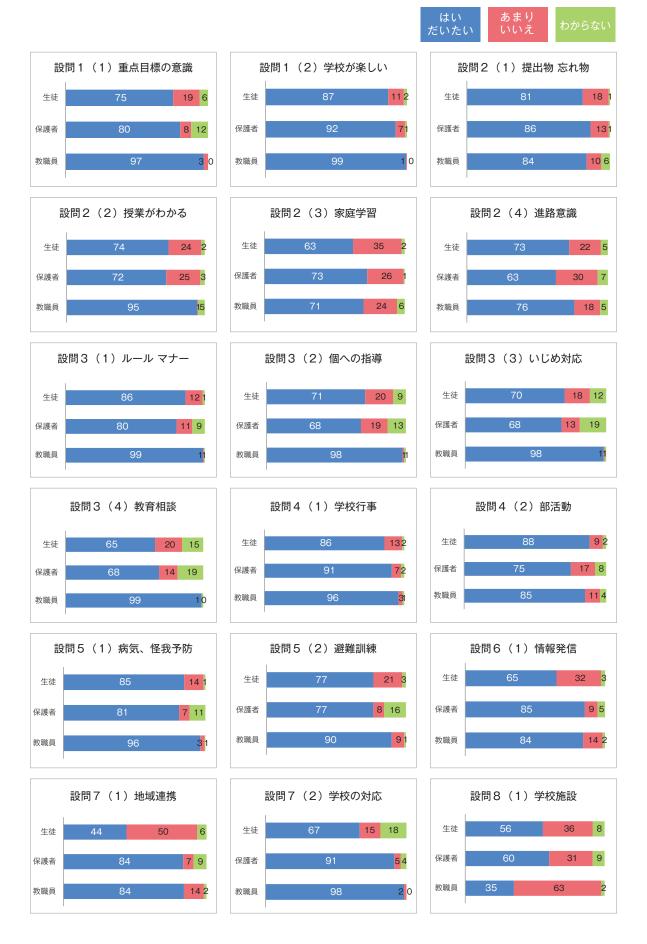
平成23年度 三島市立○○中学校 学校評価システム

学校評価項目対応表

111	三島市評価項目		生徒アンケート	保護者・地域アンケート	教職員アンケート
_		1(1)	1(1)「○○○(重点目標)」を目指して頑張ることができた。	1(1) 学校は、「〇〇〇(重点目標)」を目指して教育活動に取り組んで1(1) いる。	
-	t I	1(2))学級や学校生活は楽しい。	1(2) 子どもは、学級や学校生活を楽しく送っている。	1(2) 生徒が、学級や学校生活を楽しく送れるように努めている。
		2(1)	期日までに提出物を出したり、忘れ物をしたりしないよう にしている。	2(1) 家庭では、子どもに提出物など忘れ物がないように気をつけている。	2(1) 生徒に提出物など忘れ物がないように工夫している。
0	R 1	2(2)	授業の内容がよくわかる。	2(2) 子どもは、授業の内容を理解している。	2(2) わかりやすい授業を行うように心がけている。
U		2(3)	毎日、家庭学習を行っている。	2(3) 家庭では、子どもに、毎日、家庭学習を行うようにしている。	2(3) 毎日、家庭学習を行うように指導している。
		2(4)	職業調べや職場体験、進路相談などによって、自分の将来 の生き方(進路)について考えるようになった。	職業調べや職場体験、進路相談などによって、子供は生き方(進 路)を考えるようになった。	 2(4) 個々を大切にした進路指導を計画的に実施している。
		3(1)	3(1) ルールやマナーを守って生活している。	3(1) 先生たちは、生徒にルールやマナーを教え、守る大切さを育てている。 3(1) 生徒にルールやマナーを教え、守る態度を育てている。	3(1) 生徒にルールやマナーを教え、守る態度を育てている。
C	+ ;;	3(2)	先生たちは、一人一人を大切にした指導をしてくれる。	3(2) 先生たちは、生徒一人一人にきめ細やかな指導をしている。	3(2) 生徒一人一人を大切にした指導をしている。
ე	ā H	3(3)	先生たちは、いじめのない学級づくりに努力している。	3(3) 先生たちは、いじめのない学校づくりに努力している。	3(3) いじめのない学級、学校づくりを目指し、努力している。
		3(4)	先生たちは、親身になって相談にのってくれる。	3(4) 先生たちは、生徒の相談に対して誠実に対応している。	3(4) 生徒の相談に対して誠実に対応している。
	+ 生 : 本 : - 年 : - 日 : -	4(1)	学校祭や合唱コンクール、宿泊行事、職場体験などの学校 行事は充実している。	4(1) 対校祭や合唱コンクール、宿泊行事、職場体験などの学校行事は 充実している。	4(1) 学校祭や合唱コンクール、宿泊行事、職場体験などの学校行事は充実している。
1		4(2)	部活動や社会体育活動に進んで取り組んでいる。	4(2) 学校は、部活動に進んで取り組んでいる。	4(2) 部活動に進んで取り組んでいる。
Ц		5(1)	5(1) 病気や怪我に気をつけて生活している。	5(1) 学校は、病気や怪我などに対して、すばやく丁寧に対応してくれる。	 5(1) 病気や怪我などに対して、すばやく丁寧に対応している。
Ω	汗 健效王	5(2)	避難訓練など防災について真剣に取り組んでいる。	5(2) 学校は避難訓練など防災に対しての学習をしっかり行っている。	5(2) 避難訓練など防災教育についてしっかり行っている。
ω	情報	6(1)	6(1) 学校からのたよりは見たり参考にしたりしている。	B(1) 学校は、たよりやホームページ、懇談会などを使って、保護者へ 学校の様子を伝えている。	6(1) たよりやホームページ、懇談会などを使って保護者へ学校の様子を伝えている。
1	保護者、地域住		7(1) PTA活動や地域の活動に参加することがある。	7(1) 学校は、PTA活動や地域と協力した活動を進めている。	$oxed{7(1)}$ P T A活動や地域と協力して活動を進めている。
`		7(2)	先生たちは、保護者や地域の方に丁寧に対応している。	7(2) 学校を訪れたり電話をしたりした時、先生は丁寧に対応している。7(2)	7(2) 電話や来校される方に丁寧に対応している。
ω	教育環境整備	8(1)	8(1) 学校の施設や設備は整っている。	8(1) 学校の施設や設備は整っている。	8(1) 学校の施設や設備は整っている。
] }	* サイドー・トキ *	女 か 茶 ら 冊 寺		1	

※黄色枠については、各学校の実状に応じて変更してよい。ただし、評価項目に関係する内容とする。

集計:H23:中学校学校評価システム(項目内比較) 集計結果 ※単位(%)

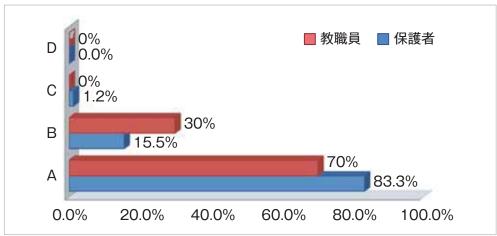


◆幼稚園教職員·保護者へのアンケート◆

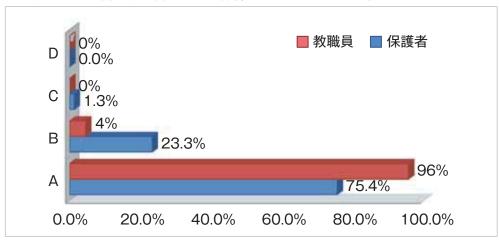
平成23年度 保育活動に関する評価アンケートの集計結果

A=そう思う B=だいたいそう思う C=あまりそう思わない D=全くそう思わない

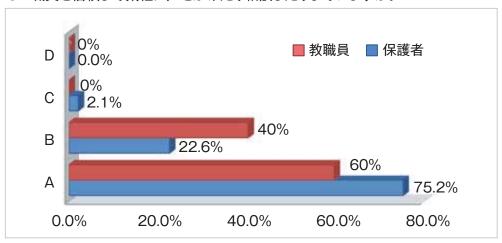
1 お子さんは園生活を楽しんでいると感じますか。



2 先生達が連携を取り合いながら保育をしていると思いますか。



3 職員を信頼して気軽に声をかけたり相談したりしていますか。

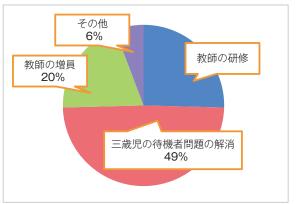


「三島市教育振興基本計画」地域対象アンケート結果

実施日:平成24年4月 対象:市内自治会長・町内会長 130人

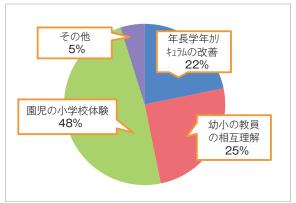
1 公立幼稚園教育関係

(1) 幼稚園教育を発展させるためにどのようなことを行えばよいですか。



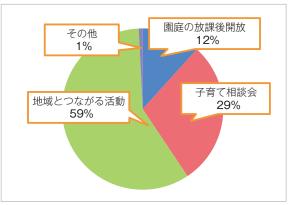
その他:保育園との関係 教師の資質向上など

(2) 年長の幼稚園児を上手に小学校生活につなげるため にはどのようなことを行えばよいですか。



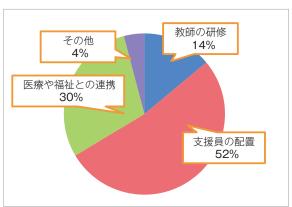
その他:思いやり 協調性 自主性 考えすぎ

(3) 幼稚園と家庭地域との連携を強化するにはどのよう なことを行えばよいですか。



その他:保育園との関係

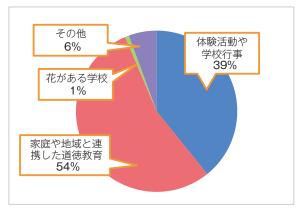
(4) 特別な支援が必要な幼稚園児に対してどのような支援が必要ですか。



その他:専門家 親への関わり

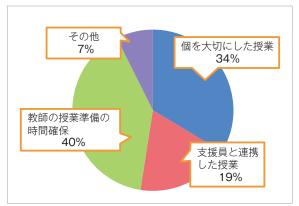
2 小中学校教育関係

(1) 小中学校について子どもの「心」を豊かにするため にどのような教育をしてほしいか。



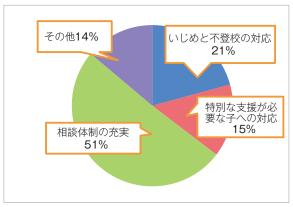
その他:子どもの心 存在感 地域教育 読書 伝統

(2) わかりやすい授業を行い、学力をしっかり身につけるためにはどうしたらよいか。



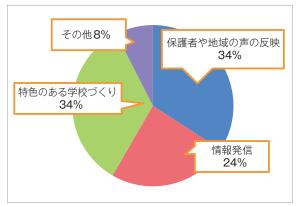
その他:授業力 向学心 土曜授業

(3) 一人一人の子どもたちを大切にする教育を行うためにはどうしたらよいか。



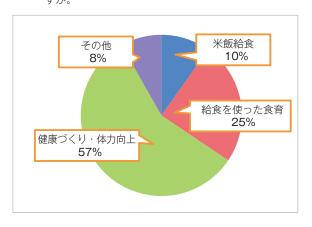
その他:個人面談 判断力 教師の自覚 カウンセリング研修 二人担任制

(4) 信頼される学校づくりを推進するにはどうしたらよいですか。



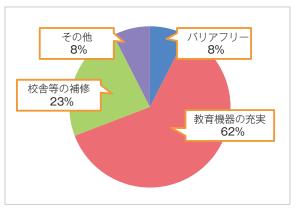
その他: 教師の資質 伝統文化 特化はよくない

(5) 健やかな心身を育成するためにはどうしたらよいですか。

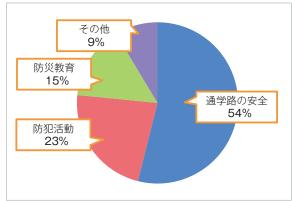


3 教育環境整備関係

- (1)教育環境を整備するためにはどうしたらよいですか。 (2)子どもたちの安全を確保するためにはどうしたらよ いですか。



その他:緑化 保護者の希望を聞く 冷暖房



その他:身を守る教育 危機察知力

数值目標一覧表

基本施策1:幼児教育の向上

指標	現状値(H23)	目標値(H34)	関連頁
子どもが園生活を楽しんでいると感じてい る保護者の割合	98%	100%	14
教職員が連携しながら保育に従事している と感じている保護者の割合	75.4%	90%以上	17
職員を信頼して気軽に相談できると感じて いる保護者の割合	75%	90%以上	21

基本施策 2: 小中学校における教育の充実

指標	現状値(H23)	目標値(H34)	関連頁
自分の将来の生き方について考えるように	中学生 73%	85%以上	28
なったと感じている中学生の割合	中子生 13% 	85%以上	29
学校が楽しいと感じている子どもの割合	小学生 87%	93%以上	28
子校が栄しいと感じている子ともの割合	中学生 87%	90%以上	38
子どもがルールやマナーを守って落ち着い	小学校 85%	90%以上	26
て生活していると感じている保護者の割合	中学校 80%	90%以上	27
 授業がわかると感じている子どもの割合	小学生 90%	90%以上	32
技来がわかると感じているするもの割合	中学生 74%	75%以上	33
低学年支援員が配置されていることを認知 している保護者の割合	小学校 72%	100%	34
不登校の出現率	小学校 0.4%	0.3%以下	38
小豆伙の山児宇	中学校 1.7%	1.5%以下	39
みんなで、いじめのない学級づくりをして	小学生 85%	90%以上	39
いると感じている子どもの割合	中学生 70%	75%以上	41
いじめが発生した後の指導による解消率	小学校 80%	90%以上	38
(*・しめが光生した後の相等による肝相率	中学校 89%	90%以上	41
自校の学校教育目標の内容を理解している	小学校 76%	85%以上	44
保護者の割合	中学校 80%	90%以上	45
相談事に誠実に対応する信頼できる教職員	小学校 89%	90%以上	45
がいると感じている保護者の割合	中学校 68%	90%以上	40
先生の対応は丁寧であると感じている保護	小学校 94%	95%以上	43
者の割合	中学校 91%	95%以上	45
PTA や地域の活動に参加したことがある	小学生 73%	85%以上	44
子どもの割合	中学生 44%	60%以上	45
 朝食を摂っている子どもの割合	小学生 99%	100%以上	49
判成とIX D C V · O J C b V · 同日	中学生 99%	100%以上	50
栄養バランスの整った朝食を摂っている子	小学生 66%	73%以上	49
どもの割合	中学生 68%	70%以上	50
学校給食の各調理場における地場産物の使 用率	35%	35%以上	50
子どもたちが残す学校給食の残食率	小学生 1.3%	1%以下	49
」していたのがなり子収和良ツククス良平	中学生 10.4%	9.5%以下	50
中学校における部活動の外部コーチの人数	中学校 41 人	50 人以上	51

基本施策3:教育環境の整備

指標	現状値(H23)	目標値(H34)	関連頁
地域の防災訓練に参加した中学生の割合	16%	80%以上	58
怪我や病気に気を付けて生活している子ど	小学生 84%	90%以上	58
もの割合	中学生 85%	90%以上	60

三島市学校教育振興基本計画

策 定 平成25年3月

発 行 平成25年4月

発行者 三島市教育委員会

編 集 三島市教育振興基本計画策定懇話会

静岡大学教育学部教授 山﨑保寿 (座長)

日本大学国際関係学部准教授 伊坂裕子

- 三島市校長会長 西川哲 (三島市立南中学校長)
- 三島市校長会 鍋田陽子 (三島市立山田小学校長)
- 三島市公立幼稚園長会長 三澤美津子 (三島市立北幼稚園長)

私立幼稚園代表 月野宰子(のびる幼稚園長)

- 三島市自治会連合会長 長谷川清成
- 三島市 PTA 連絡協議会長 野島忍
- 三島市 PTA 連絡協議会母親委員 新関千晴
- 三島市社会教育委員長 鈴木征剛
- 三島市社会教育委員 渡邉靖乃

事務局 三島市教育委員会 学校教育課

〒 411-0858 三島市中央町5-5

TEL: 055-983-2671

せせらぎと緑と元気あふれる協働のまち・三島



